I 昭和50年労働経済の推移と特徴
1 概 況

〔1101〕 昭和50年のわが国経済は,鉱工業生産が4～6月期に増加に転じ,秋頃に一時最終需要の不振を反映して足踏み状態を示したが,年末から再び,輸出の増勢の強まりなどを反映して,生産の増加テンポが強まり,51年に入ってもその傾向が続いている。物価面では,消費者物価は沈静化傾向を続け,50年度末には政府目標の1桁が達成された。一方,卸売物価は年末頃から上昇テンポを強め始めた。

〔1102〕 労働経済面では,生産の増加を反映して労働時間は回復したが,労働市場,雇用面の回復は遅れた。また,物価の沈静化と企業収益の悪化などを反映して名目賃金上昇率は大幅に鈍化したが,実質賃金は改善を続け,勤労者家計でも消費を増加する動きがみられた。

その概要は次のとおりである。

(1)労働市場では,製造業を中心に求人が停滞を続ける一方,求職者が滞留し増加したため,労働力需給は,50年後半まで緩和し続けた。しかし,年末から求人が増加に転じ,求人倍率も11月を底に上昇した。失業者数も50年年末には増加がとまった。

(2)雇用は,製造業を中心に停滞を続けた。その中で消費関連業種などでは,50年後半以降増加の動きがみられた。

(3) 一時休業の減少とともに出勤日数,所定内労働時間が50年4～6月期以降増加し,所定外労働時間も年央に増加に転じて,その後急速に回復した。

(4)賃金は,春の賃金交渉における賃上げ率が鈍化したこと,夏季,年末ボーナスが低額であったことなどから,名目上昇率は,前年に比べ大幅に鈍化した。しかし,実質賃金は消費者物価が沈静化したため,改善が進み,前年の上昇率を上回った。

(5)消費者物価は,50年に入り一段と沈静化基調を強め,51年3月には,前年同月比8.8%高と,政府の物価安定目標が達成された。

(6)勤労者家計では,49年に物価上昇を除いた実質で減少した実収入,消費支出とも50年には増加に転じ,平均消費性向もやや回復した。

(7)労働災害は生産活動が停滞していたこともあって前年に引き続き減少したが,職業性疾病についてはクロム障害や塩化ビニル,モノマーによる障害が明らかになるなど注目を集めた。

(8)労使関係面では,雇用調整が長びいたこともあつて雇用保障などを求める労働組合の動きが活発化した。春の賃金交渉は50年,51年ともきびしい経済環境と物価の沈静化などを反映してなだらかな結果となり,ボーナス交渉についても,主要大手企業の場合夏季は前年の水準を上回ったものの,冬季には前年妥結額を下回った。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
2 労働市場,雇用および労働時間の動向

〔1201〕 昭和50年の労働市場では,求人は前年に引き続き減少が続く一方,企業の入職抑制を反映して求職者が滞留し,労働力需給は緩和が続いた。

しかし,50年年末には求人は増加に転じ,求職者も減少して求人倍率は下げ止まり,11月を底に上昇に転じた。

一方,所定外労働時間は生産の回復を反映して,50年年央以降増加に向かったが,雇用は製造業を中心に弱含みに推移した。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
2 労働市場,雇用および労働時間の動向
(1) 労働力需給の緩和
1) 求人の減少

〔1202〕 新規学卒を除く一般の新規求人は,49年10～12月期に前年同期比40.2%減と減少幅が最も大きくなったが,その後減少幅が縮小し,50年10～12月期には21.6%減,51年1～3月期には3.6%減となった。50年平均の新規求人は,49年の30.6%減に続いて29.0%減となった(第1図)。

第1図 業種別新規求人の推移

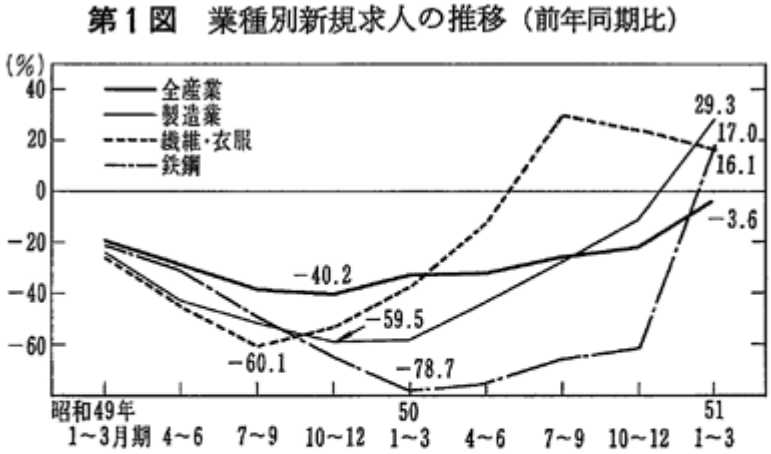

資料出所 労働省職業安定局「職業安定業務統計」
(注) 1) 新規学卒を除く。
2) 全産業にはパートタイムを含み，その他の業種には含まない。

しかし,新規求人の水準は低く,50年10～12月期には今回不況前の新規求人のピーク時である48年7～9月期に比べると約4割の水準であった。

〔1203〕 産業別に新規求人の動きをみると,49年に前年比43.8%減と大幅に減少した製造業では,50年1～3月期の前年同期比58.5%減から期を追うごとに減少幅は縮小し,50年12月には,前年同月比7.1%増と48年11月以来約2年ぶりに前年水準を上回り,51年1～3月期には29.3%増となった。しかし年前半の減少幅が大幅であつたため,50年平均では前年比39.8%減となった。

〔1204〕 製造業の各業種とも年平均では49年,50年といずれも新規求人は前年水準を下回ったが,その動きにはかなりのばらつきがみられた。50年平均では繊維,衣服(前年比6.4%減),木材,家具(20.6%減),食料品,たばこ(23.7%減)などの軽工業や電気機器(29.4%減)で比較的減少幅が小さかったのに対して,鉄鋼(72.8%減),輸送用機器(74.2%減),非鉄金属(63.2%減),一般機械(60.0%減)では6割をこえる大幅な減少となった。

年間の推移でみても,繊維,衣服は6月から,電気機器は8月から,木材・家具,精密機器は10月から求人が前年

水準を上回るようになり,特に電気機器では,10～12月期の対前年同期比が113.9%増と大幅な増加となった。これに対して輸送用機器,鉄鋼,一般機械などでは50年年末においても大幅な減少が続いている。

〔1205〕 製造業以外の各産業とも49年に続いて前年水準を下回った。卸売業・小売業で減少幅が縮小したほかは,いずれの産業も減少幅を拡大し,特に運輸・通信業では前年比47.7%減と大幅な減少となった。

〔1206〕 規模別にみると,29人以下の小規模では49年,50年を通じて1～2割の減少にとどまっているのに対して1,000人以上の大規模では,49年年初から急速に減少幅を拡大し,49年10～12月期から50年上半期には前年同期比8割近い減少,下半期においても約7割の減少となっている。

〔1207〕 男女別に新規求人の動きをみると,50年平均では男女とも前年水準を下回ったが,50年後半以降減少幅が縮小してきており,特に女子求人は50年1～3月期には前年同期比0.3%増と増加に転じた(第2図)。

第2図 雇用形態別,男女別新規求人の推移

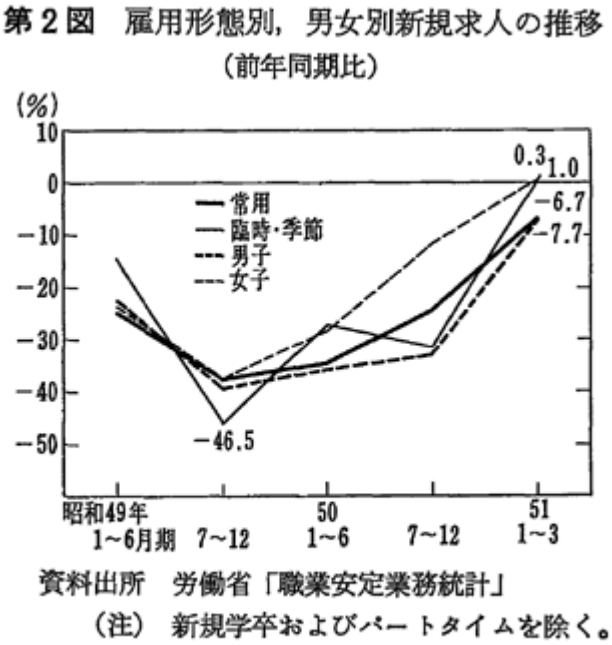

雇用形態別には,49年下半期には5割近い減少であった臨時,季節労働者に対する求人が,50年10～12月期には13.8%減にまで減少幅が縮小し,51年1～3月期には1.0%増と増加に転じたのがめだっている。特に50年7～9月期以降前年水準を上回った繊維,衣服,電気機器などの業種において臨時・季節労働者の求人が大幅に増加した。また,パートタイム労働者に対する求人は,50年7月以降前年水準を上回り,10～12月期には19.1%増,51年1～3月期には30.6%増となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
2 労働市場,雇用および労働時間の動向
(1) 労働力需給の緩和
2) 求職者の滞留

〔1208〕 新規求職申込件数は,49年10～12月期の前年同期比24.3%増をピークに増加が止まり,50年7～9月期には前年同期比4.7%減と6四半期ぶりに前年水準を下回った。その後も減少傾向が続き,10～12月期には前年同期比10.3%減と減少幅が大きくなり,50年平均では2.8%増の微増にとどまった。51年1～3月期も6.7%減と引き続き減少した。

男女別に新規求職者の動きをみると,50年平均で男子が前年比3.8%増,女子が1.7%増となったが,50年7～9月期以降はいずれも前年水準を下回り,10～12月期には男子6.1%減,女子16.7%減,51年1～3月期には男子2.5%減,女子12.9%減となった。雇用形態別には50年平均で常用求職者が6.9%増加したのに対して,臨時,季節求職者は10.7%の減少となった。

〔1209〕 このように新規求職者は50年年央以降前年水準を下回ったが,有効求職者は50年を通じて前年水準を大幅に上回り,年平均で29.5%増となった。これは企業の入職抑制が強く,求職者が就職できないまま滞留していたためと思われる。しかし,50年10～12月期には季節修正値の前期比で0.4%減と約2年ぶりに有効求職者数も減少に転じ,51年1～3月期には8.6%減と減少幅が拡大した(第3図)。これは新規求職者の発生が50年半ばに減少したことや軽工業での求人の回復などによるものと思われる。

〔1210〕 有効求職者を45歳未満の者と45歳以上の者とに分けてみると,45歳未満の者は49年年末から50年7～9月期まで前年に比べ2割の増加とほぼ変わらなかったのに対して,45歳以上の者は49年4～6月期に増加に転じて以来増加幅を急速に拡大し,50年7～9月期には6割をこえる増加になった。しかし,10～12月期にはいずれも増加幅が鈍化し,45歳未満の者は51年1～3月期には前年水準を3.0%下回った。

第3図 有効求人・求職,有効求人倍率の推移

第３図　有効求人・求職，有効求人倍率の推移（季節修正値）

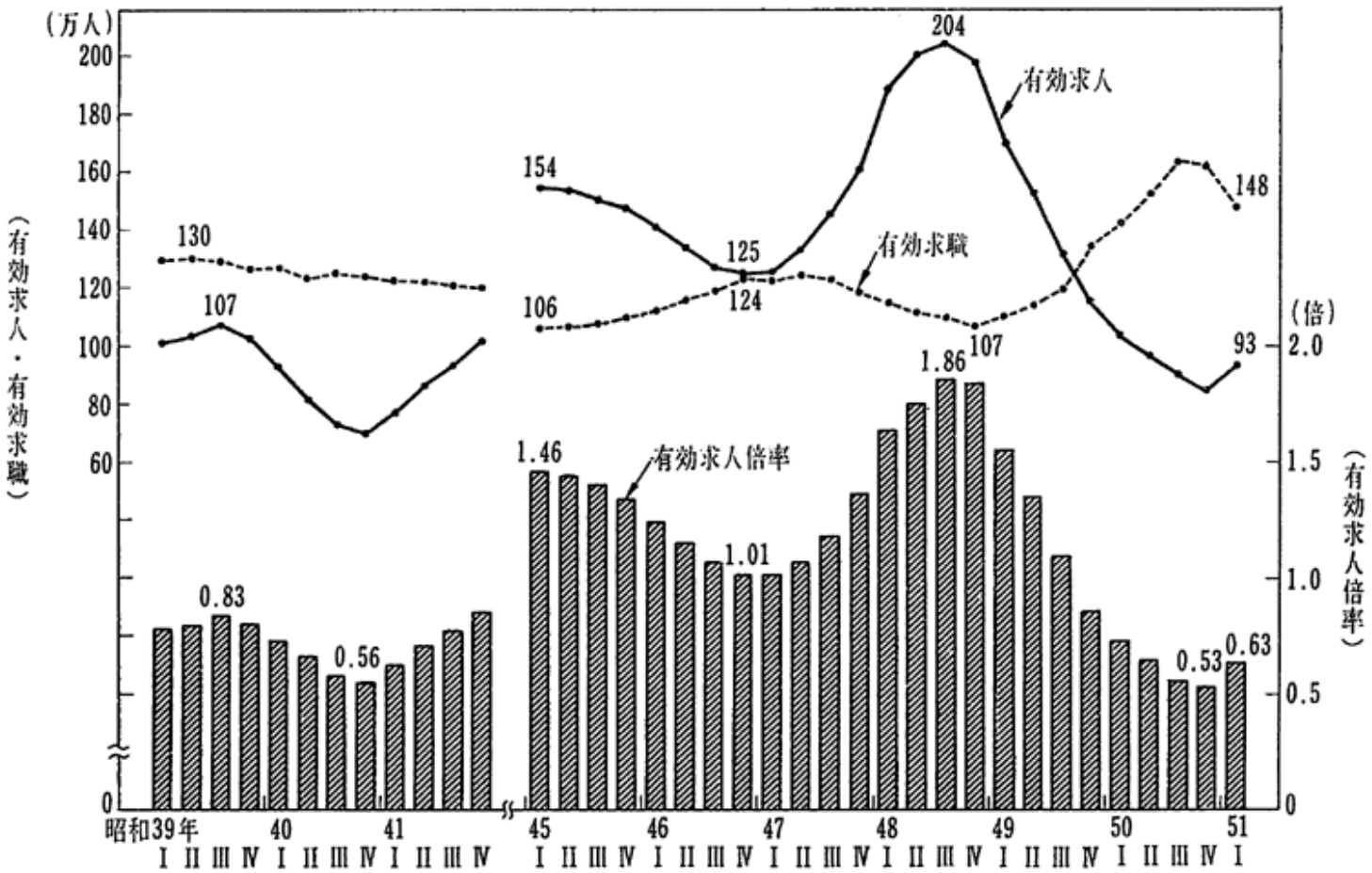

資料出所　労働省　職業安定局「職業安定業務統計」

（注）１）　新規学卒を除く。

２）　Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳは，それぞれ１～３月期，４～６月期，７～９月期，10～12月期を示す。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
2 労働市場,雇用および労働時間の動向
(1) 労働力需給の緩和
3) 求人倍率の低下

〔1211〕 新規求職者が前年比2.8%増加し,新規求人が29.0%減少したため,50年平均の新規求人倍率は0.97倍と前年の1.40倍からさらに低下した。有効求人倍率(季節修正値)も有効求人の減少,有効求職者の増加により49年10月に1倍を割ったのちも低下を続け,50年10～12月期には0.53倍と40年,46年不況期のボトムの水準(それぞれ0.56倍,0.99倍)を下回った。

しかし,50年11月の0.52倍を底にその後上昇し,51年3月には0.68倍となった。

〔1212〕 なお,年齢別の労働力需給状況(50年10月現在)をみると,求人は各年齢層とも前年同期に比べ20～30%減少し,求職者は中高年齢層で増加が著しかったため,有効求人倍率は,各年齢層とも前年水準を大幅に下回り,特に中高年齢層においてそれが著しかった(第4図)。

第4図 年齢別有効求人倍率の推移

第4図　年齢別有効求人倍率の推移（各年10月）

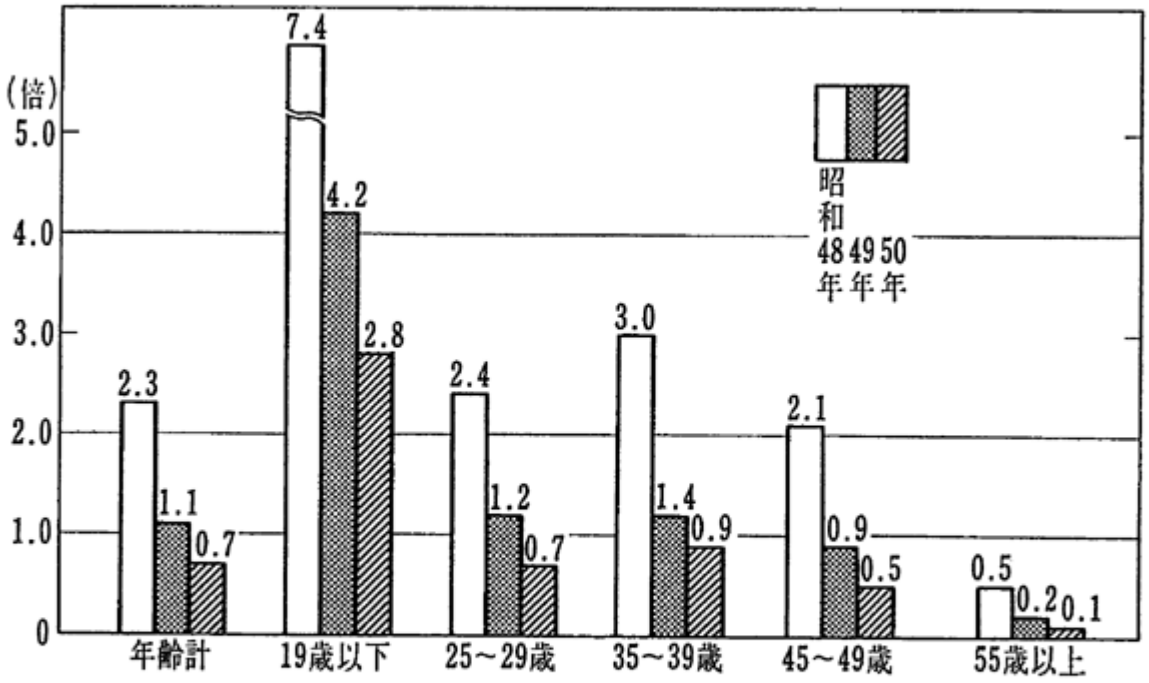

資料出所　労働省職業安定局「職業安定業務統計」

（注）　常用労働者に関するもの（新規学卒を除きパートタイムを含む）。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
2 労働市場,雇用および労働時間の動向
(1) 労働力需給の緩和
4) 失業者の増加

〔1213〕 昭和50年の完全失業者は99万人で前年比37.5%増と大幅に増加し,失業率も1.9%と34年平均の2.2%以来の高水準となった。四半期別の推移を失業率(季節修正値)でみると49年1～3月期の1.24%から上昇し始め,10～12月期には2.08%と2%ラインをこえたが,その後増勢は鈍化し,51年1～3月期には1.99%となった(第5図)。

失業者を男女別にみると,男子は50年を通じて4割前後の大幅な増加を続け,女子は50年4～6月期までは男子とほぼ同じ増加率であぅtが,7～9月期以降増加幅が急速に縮小し,,50年10‐12月期には前年同期に比べ1割の増加となった。

〔1214〕 年齢別には男女とも中高年齢層で増加幅が大きかったが,女子の中高年齢層については,50年後半に増勢は大幅に鈍化した。また,世帯主との続柄別にみると,男子世帯主は49年10～12月期以降50年を通じて大幅な増加が続いており,50年10～12月期には失業者のうちの4割を占めるようになった。

失業者の動きを過去の不況期と比較すると,40年不況期には完全失業率は1.1～1.3%,46年不況期には1.1～1.4%と上昇幅が小さかつたのが,今回は1.2%台から2.1%へと大幅に上昇した。

第5図 失業の推移

第5図 失業の推移

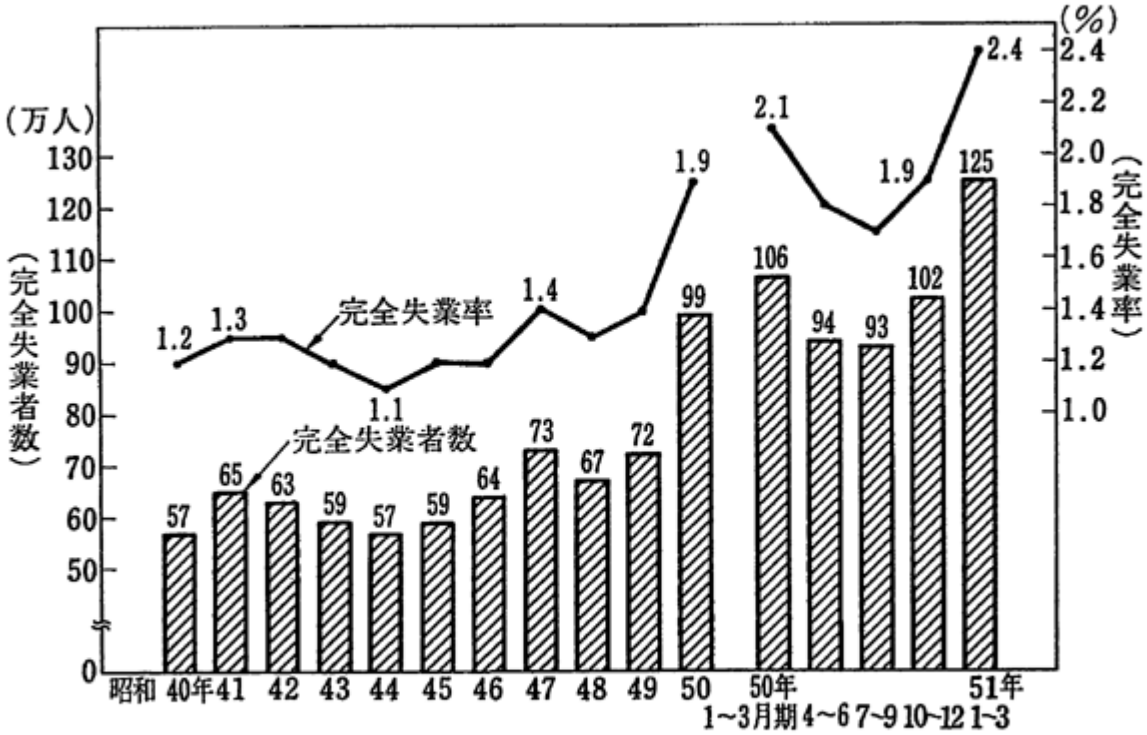

資料出所　総理府統計局「労働力調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
2 労働市場,雇用および労働時間の動向
(1) 労働力需給の緩和
5) ひっ迫基調の続いた新規学卒労働力需給

〔1215〕 50年3月卒の新規学卒者に対する求人倍率は,中学卒,高校卒ともに景気後退の影響を受けて前年より低下したものの,中学卒5,9倍,高校卒3.4倍と,依然ひっ迫基調に変化はなかった。しかし,採用内定時以降に景気がさらに落ち込んだため,採用内定者に対し自宅待機や採用延長などの措置をとる企業もみられた。

〔1216〕 51年3月卒の中学卒,高校卒については求人倍率が50年3月卒に比べ,やや低下するものと見込まれているが,大幅な需要超過の傾向は変わっていない。労働省職業安定局が50年10月現在で実施した「求人,求職見込状況調査」によると,51年3月の新規中学卒に対する求人見込数は23万9,000件で50年3月の実績に比べ42.8%減と大幅な減少が見込まれている。

一方,求職見込者数(職業安定機関扱い)も4万7,000人で50年3月就職者に比べて32.9%減少しているため,求人倍率は5.1倍と依然高い水準にある。高校卒については求人見込数は98万2,000人で前年実績に比べ39.7%減少しているが,求職見込者数も47万5,000人で50年3月卒と比べ1.3%減少するため,求人倍率は2.1倍と,50年実績をかなり下回ったものの,中学卒同様求人超過の状態が続いている。51年2月に実施した労働省「労働経済動向調査」によると,51年3月の中学卒,高校卒については,50年3月卒に比べ充足率が上昇する見込みとする事業所が増えている一方,50%未満しか充足もきない見込みの事業所が製造業で中学卒については24%,高校卒については13%ある。このことは,景気後退下においても,中,高卒者に対しては根強い需要があることを示すものといえよう。

〔1217〕 一方,50年3月の大学卒就職者は23万3,000人で前年比0.9%増の微増にとどまった。卒業者に占める就職者の割合も49年の76.9%から50年には74.3%へと2.7ポイント低下し,無業者や大学院へ進学する者の割合が高まった。また,就職した者についてその就業分野をみると,景気後退の影響が大きかった製造業の割合が低下し,代わってサービス業,卸売業,小売業の割合が高まった。

〔1218〕 51年3月卒の大学卒就職者は,労働省職業安定局の推計によると34万人(うち大学,大学院24万人,短大,高専10万人(昼間制のみ))で50年3月卒の就職者に比べ,若干の増加が見込まれている。

一方,求人については求人数を減少したり採用を中止する企業もみられたが,51年2月末日現在の採用内定率は82.1%となっている。

前出の「労働経済動向調査」によると,製造業で51年3月新規大学卒を80%以上充足する見込みとする事業所は,50年3月卒の場合に比べ事務系で74%から89%へ,技術系で同じく75%から94%へ高まった。規模別には,大規模ほど充足率の高い事業所が多い傾向に変わりはないが,前年に比べると,中小規模で充足率の高い事業所の割合が大幅に増えており,80%以上充足した事業所の割合は,事務系で前年の41%から77%へ,技術系で57%から83%へと高まった。「計画以上に採用」をした事業所も事務系で19%,技術系で17%あった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
2 労働市場,雇用および労働時間の動向
(2) 就業者および雇用者の減少
1) 就業者の減少

〔1219〕 就業者数は49年7～9月期から前年水準を下回ったが,50年7‐9月期以降ほぼ前年と同水準で推移した。

50年平均では年前半の減少幅が大きかったため0.4%減と,49年のO.6%減に続いて減少した。

非農林業雇用者は49年7～9月期以降前年同期比で0.1～0.3%減とわずかずつ減少したが,50年4～6月期に1.0%減となったあと7～9月期以降前年水準を上回り,7～9月期0.5%増,10～12月期0.9%増となり,年平均でも前年水準を0.4%上回った。

〔1220〕 非農林業雇用者を男女別にみると,男子は49年に前年比1.3%増加したのに続いて50年にも0.3%とわずかではあるが増加した。一方,女子は49年の1.4%減に引き続,き50年にも0.4%減少した。

なお,女子就業者のうち最も減少が大きかつたのは内職者で49年に11.7%減少したあと,50年にはさらに16.0%減少し,内職者数が最も多かった48年に比べて4分の3の78万人にまで減少した。女子就業者のうち仕事が主なものは49年の2.1%減のあと50年は0.1%増とわずかながら増加したが,家事のかたわら仕事をするものは49年3.7%減,50年2.6%減とかなりの減少を示した。また,48年に高まった女子の労働力率は49年,50年と連続して低下し,非労働力人口は49年に比べ59万人(2.6%)増加した。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
2 労働市場,雇用および労働時間の動向
(2) 就業者および雇用者の減少
2) 消費関連業種,小規模での雇用の増加

〔1221〕 雇用者の動向を「労働力調査」によって産業別にみると景気後退の影響を最も強く受けた製造業では,49年7～9月期以降減少し,50年は前年比5.5％減と49年に引き続き前年水準を下回った。しかし金融・保険・不動産業(前年比4.7％増),サービス業(同4.0％増)ではいずれも49年の伸びを上回って増加した。

〔1222〕 「毎月勤労統計」により製造業を業種別にみると食料品・たばこ,化学,石油石炭を除くすべての業種で雇用者数は前年水準を下回った。年間の推移でみると,生産の増加とともに,50年10～12月期には繊維,衣服,家具,電気機器など雇用が増加に転じた業種が出てきている一方,鉄鋼,一般機械,輸送用機器などの業種では,50年10～12月期においても依然減少が続いており,その幅も拡大している。

〔1223〕非農林業雇用者の動きを規模別にみると,49年には,30～99人,100～499人規模で雇用が減少し,50年に入っても前半には100人未満の小規模で減少したが,年後半には小規模で雇用の回復がみられた。一方,100人以上規模では年後半に大きく減少したのが特徴的である。この結果,雇用は50年平均では1～29人規模で堅調に伸び,30～99人規模においても増加に転じた一方,100～499人規模では前年に続き減少し,また500人以上規模では前年水準を大きく下回った。これは,先に産業別,業種別雇用のところでみたように,比較的小規模事業所の多い卸売業・小売業,サービス業や製造業のうち,繊維,衣服,家具,電気機器等の業種で比較的早い時期に雇用が増加したのに対し,比較的大規模事業所の多い製造業のうちの重工業業種で年末にかけて雇用がさらに停滞するといった業種別は行性がみられたことなどを反映するものといえよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
2 労働市場,雇用および労働時間の動向
(3) 所定外労働時間の増加

〔1224〕 50年の総実労働時間数は調査産業計で月間平均172.0時間(前年比2.0%減),製造業では167.8時間(同3.0%減)と,49年に引き続き減少したが,年後半に所定外労働時間を中心に増加したため,減少幅は前年より縮小した。

〔1225〕 出勤日数は50年1～3月期には多くの企業で一時休業を実施したこと等を反映して,調査産業計,製造業とも「毎月勤労統計」始まって以来の最低水準となったが,4～6月期以降は増加に転じ,製造業で10～12月期には前年同期と同水準,51年1～3月期には前年同期より0.7日増となった。また所定内労働時間も50年4～6月期以降,調査産業計,製造業とも横ばいないし上昇気味に推移し,製造業では10～12月期には前年同期と同水準,51年1～3月期には前年同期比3.5%増となった(第6図)。

第6図 労働時間および出勤日数の推移

第6図　労働時間および出勤日数の推移

（製造業，季節修正値，45年＝100）

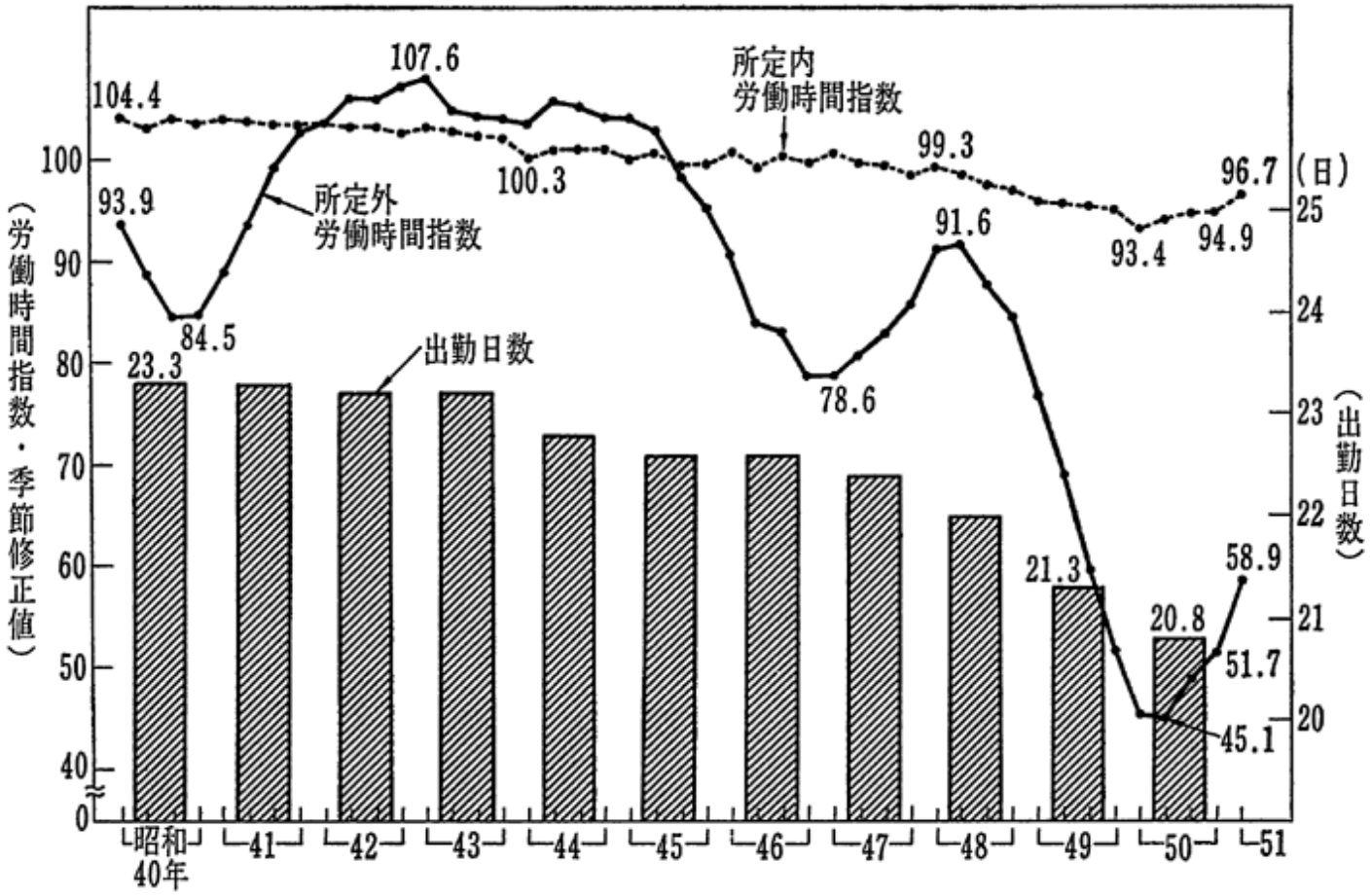

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

（注）　出勤日数は年平均実数値

〔1226〕 所定外労働時間は,50年7～9月期以降増加に転じ,製造業では季節修正値の前期比で7～9月期には9.5％増,10～12月期には4.6％増となり,10～12月期には前年同期比でも0.3％増と9四半期ぶりに前年水準を上回った。50年平均では年初の落込みが大きかったため,調査産業計で10.6時間(前年比15.9％減),製造業で9.1時間(同24.7％減)と「毎月勤労統計」始まって以来の最低の水準となった。51年に入るとさらに増勢を強め,1～3月期には調査産業計で前年同期比9.8％増,製造業で同29.0％増となった。

製造業の業種別には衣服は50年2月,食料品は3月,家具は4月,繊維は5月,電気機器は8月,木材・木製品・パルプ・紙は9月,非鉄金属,金属製品,輸送用機器は11月からそれぞれ前年水準を上回るなど,消費関連部門を中心に所定外労働時間は増加した。

50年平均では食料品,繊維,衣服,家具では前年水準を上回ったが,その他の業種では下回った。

51年に入ると所定外労働時間はすべての業種で増加するようになり,1～3月期には前年同期比も石油石炭と鉄鋼を除くすべての業種で増加となった。

〔1227〕 また,製造業の規模別にみると,中小規模は50年10～12月期には前年水準を1割程度上回ったが,500人以上規模は依然前年水準を下回った。年平均では500人以上の規模で前年比33.3％減,100～499人規模で21.2％減,30～99人規模で12.6％減と大規模ほど減少が大きかった。51年に入ると各規模とも所定外労働時間は増加し,1～3月期には前年水準を2割以上上回った。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
3 賃金の動向

〔1301〕 昭和50年の賃金は春の賃金交渉における賃上げ率が鈍化したこと,夏季,年末ボーナスが低額であったことにより,その伸びが大幅に鈍化したが,実質賃金の上昇率は49年を上回った。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

Ⅰ 昭和50年労働経済の推移と特徴
3 賃金の動向
(1) 名目賃金の伸びの鈍化

〔1302〕 現金給与総額は前年に比べ14.5％増と前年の伸び率26.8％増を大幅に下回った。これを四半期別にみると,50年1～3月期には49年春の賃金交渉における32.9％の賃上げ率の影響が引き続き残っていたこと,49年年末賞与の分割支給を行う企業があり,その影響で特別給与の伸びが大幅であったことなどにより前年同期比29.0％増と高い伸びを示した。しかし,4～6月期以降は50年春の賃金交渉における賃上げ率が13.1％と前年に比べ大幅に鈍化したこと,夏季ボーナスの妥結額が主要大手企業の平均で前年比7.4％増と伸びが小さく,年末ボーナスは同じく5.0％減となったことなどにより名目賃金の上昇率は大幅に鈍化した(第7図)。

第7図 現金給与総額上昇率の推移と給与種類別寄与率

第7図　現金給与総額上昇率の推移と給与種類別寄与率

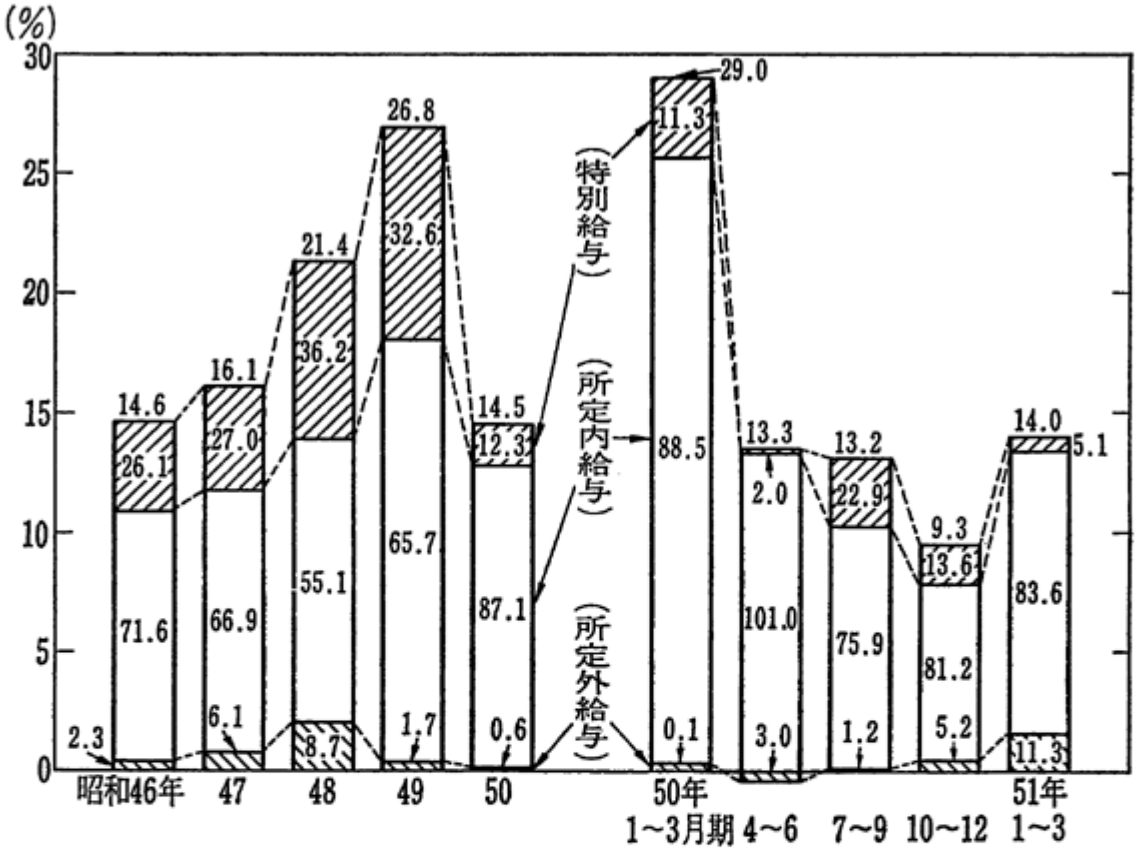

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

（注）1）棒グラフの上の数値は現金給与総額の対前年同期比上昇率，棒中の数値は寄与率。

2）所定内給与，所定外給与は次式により推計した。

$$所定内給与=\left(\frac{定期給与}{所定内労働時間+1.25\times所定外労働時間}\right)\times所定内労働時間$$

所定外給与＝定期給与－所定内給与

〔1303〕 産業別に現金給与総額の伸びをみると,いずれの産業とも前年の増加率を下回ったが,なかでも景気後退の影響を大きく受けて所定外給与が前年水準を大幅に下回った上,特別給与の伸びが低かつた製造業(11.9%増)や,特別給与が前年水準を下回った卸売業,小売業(11.7%増)では低い伸びとなった。特に製造業の伸び率は年平均としては,40年,゜41年に次ぐ低い伸びとなった。これに対し,金融・保険業(20.1%増),電気・ガス,水道業(19.3%増)ではいずれも2割前後の比較的高い伸びとなった。

〔1304〕 また,製造業の業種別にみると,各業種とも前年に比べ伸び率は大幅に鈍化したが,特別給与が前年水準を下回った繊維,木材・木製品,パルプ・紙,化学,皮革,非鉄金属,一般機械,所定外給与の落込みが大きかった鉄鋼では1桁台の伸びにとどまった。反面,特別給与,所定外給与とも比較的堅調であった食料品,出版・印刷,電気機器ではいずれも15%をこえる増加率となった。

〔1305〕 このように50年における賃金の伸び率には,産業別,業種別にかなりのばらつきがみられた。ちなみにばらつきの程度を示す変動係数＝標準偏差/平均値)をとってみると,現金給与総額の産業別の変動

係数は49年の0.18から50年は0.20に,製造業業種別では0.14から0.43と,特に製造業内部でのばらつきが大きくなった。

〔1306〕 現金給与総額の給与種類別の動きをみると,所定内給与は50年春の賃金交渉における賃上げ率が鈍化したことを反映して4～6月期以降増加率は鈍化した。

所定外給与は,50年1～3月期には0.3%増と前年水準を維持したものの,4～6月期には所定外労働時間の減少,所定外給与算定の基礎となる所定内給与の伸びの鈍化により5.9%減と前年水準を下回った。その後所定外労働時間が増加するとともに,7～9月期には2.4%増,10～12月期には10.2%増とかなり回復し,年平均では1.8%増となった。産業別には製造業での低下が大きかった。製造業の業種別にみると,食料品,繊維,衣服,出版・印刷など軽工業業種で高い伸びとなった反面,鉄鋼,非鉄金属,一般機械,輸送用機器など金属機械関連業種ではいずれも20%以上前年水準を下回るなど業種間に大きな差がみられた。

特別給与は前年比6.1%増と前年の31.1%増に比べ伸び率が大幅に鈍化した。

現金給与総額の給与種類別上昇寄与率は,特別給与の寄与率が前年に比べて大幅に低下し,また所定外給与の寄与率もわずかながら低下して,所定内給与の寄与率が高まった(第7図)。

〔1307〕 製造業の規模別に現金給与総額の動きをみると,50年平均では各規模とも49年の増加率を大幅に下回ったが,30～99人規模においては9.0%増と伸び率の鈍化が大きかった。これは特別給与の影響が大きく,定期給与でみると規模別上昇率の差は小さい。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
3 賃金の動向
(2) 実質賃金の改善

〔1308〕 以上のように,昭和50年の賃金の伸びは49年の伸びを大幅に下回ったが,消費者物価の沈静化が進んだため,実質賃金は2.5%増と49年の1.8%増を上回って改善された。

50年の1～3月期には名目賃金が大幅な伸びとなった一方,消費者物価上昇率が急速に低下したため,実質賃金は前年同期比12.1%増と高い伸びとなった。その後消費者物価は引き続き沈静化基調にあつたが,50年春の賃金交渉の妥結時期が遅れたこと,賃上げ率が大幅に鈍化したこと,夏季賞与の伸び率が前年の伸び率を大幅に下回ったことから名目賃金の伸びが鈍化したため,実質賃金は5月3.6%減,6月1.6%減,7月の0.6%減と

3か月連続して前年水準を下回った。しかし,8月以降再び実質賃金は増加に転じ,12月には年末賞与が低額であったことなどにより1.0%減となったが,51年1～3月期には前年水準を4.4%上回り,50年春の賃金改定期以降の4月から51年3月までをならすと実質賃金の伸びは前年同期比で1.6%の増加となった(第8図)。

第8図 実質賃金の推移

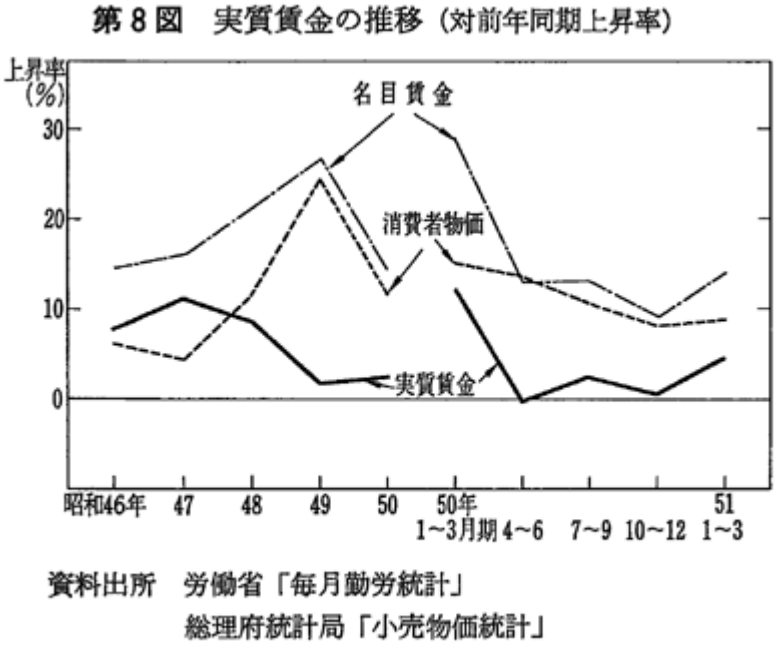

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
3 賃金の動向
(3) 不況下の賃金交渉

〔1309〕 昭和50年春の賃金交渉は労働力需給の緩和,物価上昇の沈静化,企業収益の悪化など49年春の賃金交渉とは様変わりの情勢を背景に行われた。

労働省労政局調べによる50年春の賃金交渉妥結結果によれば,民間主要企業の賃上げ額は15,279円,賃上げ率は13.1%,中小企業では12,886円,14.1%となり,主要企業,中小企業とも40年以降では初めて賃上げ額が前年実績を下回った(第9図)。

〔1310〕 このように50年春の賃金交渉による賃上げがなだらかな結果となった原因としては,栄働力需給の緩和や企業収益の悪化などの経済環境の変化や政府の物価対策,さらに民間労使の努力によるところが大きかったと考えるれる。

労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」によると,賃上げ決定に当たり企業が第1順位に重視した事項は,49年には「世間相場」(37.5%)が最も多く,次いで「企業の業績」(26.6%)が多かつたが,50年には「企業の業績」が最も多く,52.9%と前年に比べ倍増した。その一方「世間相場」は23.2%で前年から大幅に減少し,49年に著しく増加した「物価上昇」も49年の24.0%から14.6%に低下した。また「労働力の確保・定着」も労働力需給の緩和を反映して8.6%から4.3%へと低下した(第10図)。

第9図 民間主要企業の賃上げ状況の推移

第９図　民間主要企業の賃上げ状況の推移
（賃上げ率，賃上げ額，分散係数）

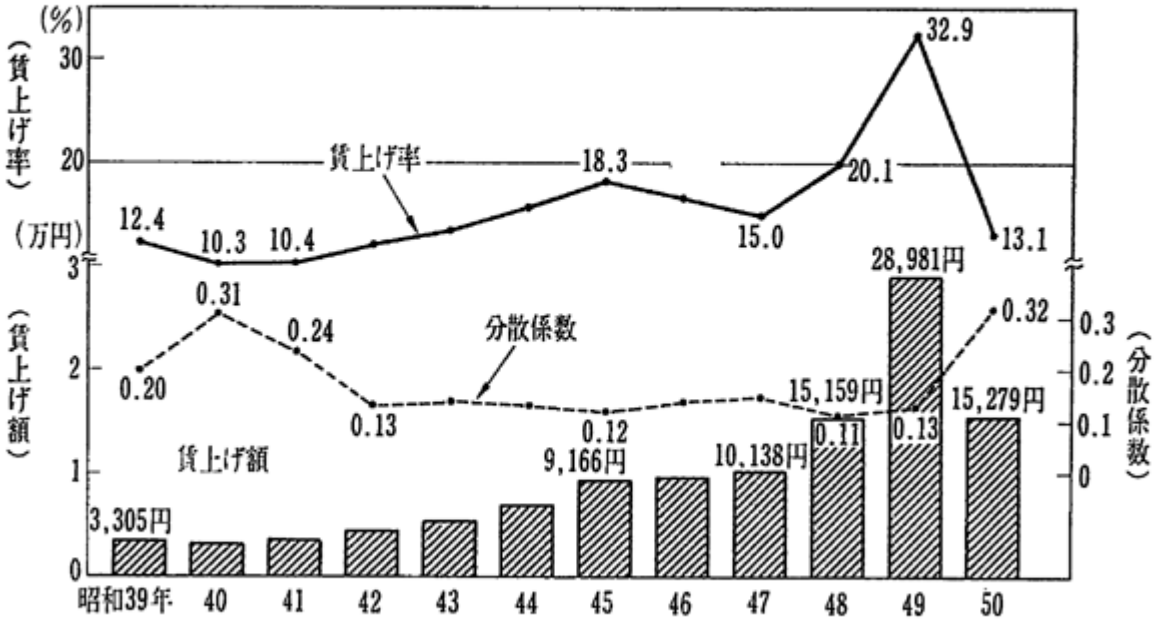

資料出所　労働省労政局調べ。

第10図 賃上げ額の決定に当たり第1順位に重視した要素別企業構成比

第10図　賃上げ額の決定に当たり第１順位に重視した要素別企業構成比
（単位　%）

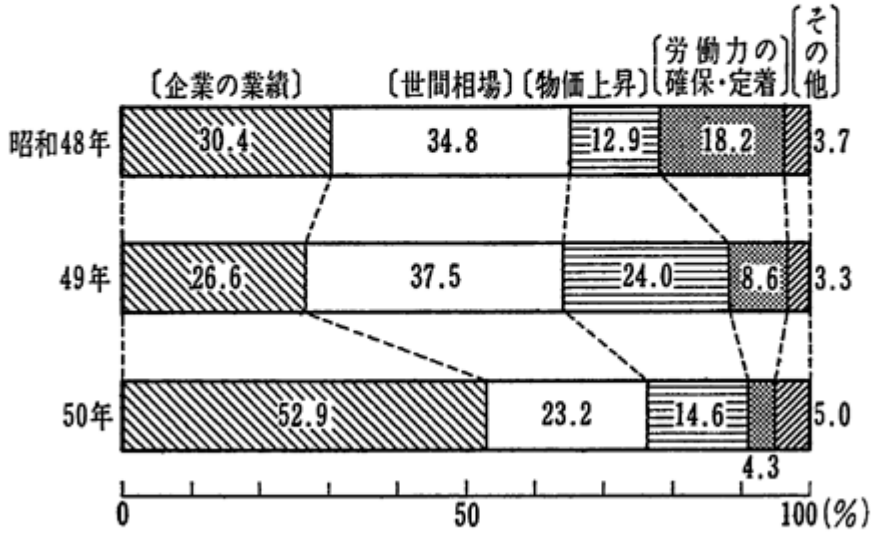

資料出所　労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

〔1311〕 50年春の賃金交渉の特徴としては,業種別,企業別の業績格差を反映して,業種間,企業間で賃上げ額の差が大きくなったことがある。企業間の賃上げ額のばらつきを示す分散係数をみると,49年の0.13から50年は0.32(中小企業は0.29から0.47)と大幅に拡大した。過去においても賃上げ率が前年を下回った40年,47年には分散係数が拡大したが,50年における拡大幅は過去にないほど大きく,その分散の程度も40年よりも大きくなった。

〔1312〕 その他50年春の賃金交渉にみられた特徴としては,1)残業規制,時休業,配置転換,出向などの雇用調整措置をとる企業が多かったことを反映して,賃金交渉の際に雇用保障,雇用安定など雇用問題が取り上げられた企業が多かつたことである。前出の「賃金引上げ等の実態に関する調査結果」によると,雇用問題が取り上げられた企業は全体の23.5%であった。

〔1313〕 また,賃上げ決定時期が遅れたことも50年の特徴であった。労働省労政局調べの春季賃金交渉妥結結果の集計対象企業についての妥結時期をみると,49年には5月一杯ですべての企業が妥結したのに対し,50年には約1割が6月にずれ込んでおり),また4月中に妥結した企業の割合も前年より大幅に少なくなった。中小企業や労働組合のない企業を含めた調査結果(「賃金引上げ等の実態に関する調査」)によってみても,4月に決定した企業の割合が大幅に減少し,約6割が5月,6月にずれ込み,特に中小規模ほど6月に決定した企業の割合が前年に比べ高まっている。

このほか賃上げを2回に分ける2段階賃上げを行った企業や賃上げの延期や凍結など例年と異なる賃上げ方法をとった企業が約2割あったこと等の特徴があった。

〔1314〕 なお,51年春の賃金交渉の準備段階にみられた特徴としては,経営側が企業経営の現状を重視した立場を強調するのに対し,労働側は実質賃金維持と消費需要喚起を重視する立場をとっていることがあげられる。すなわち,経営側は「雇用維持と賃上げとはトレード・オフの関係にあり,高率賃上げを実施すると,その反面で雇用削減が広がる恐れがある。」としていわゆる「雇用か,賃上げか」の選択を主張したのに対し,労働側は「雇用を確保するには景気回復が先決で,それには個人消費を喚起する必要があり,このためには適正な賃上げを実現すべきだ」と主張した。

また,減税などによる実質所得の確保や,雇用保障を要求する動きなどもみられた。

51年春の賃金交渉では各労働組合の賃上げ要求が深刻な不況を反映してかなり控え目になっており,ほとんどの労働組合の要求額,要求賃上げ率とも前年を下回った。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
3 賃金の動向
(4) 不況の影響を受けた賞与

〔1315〕 昭和50年の賞与は,企業の業績の悪化を反映して,夏季・年末とも不振であったが,特に主要企業の年末賞与妥結額は5.0%減と49年の妥結額を下回ったが,これは37年の調査開始時にマイナスとなって以来のことである。

〔1316〕 業種別に見ると,50年夏季賞与では景気後退の影響を早くから受けた紙・パルプ(前年比24.0%減),繊維(同20.6%減)で前年水準を下回ったが,年末にはそれらに加えて,化学(同13.1%減),ゴム製品(同12.9%減),セメント(同21.5%減),電線非鉄(同9.4%減),機械金属(同7.9%減)等22業種中10業種で前年水準を下回った。これに対し,年間臨給制を採用している企業が多い石油製品,自動車,ガスでは10%をこえる堅調な伸びを示した。

〔1317〕 また,企業間格差も拡大し,主要企業の妥結額の四分位分散をみると,夏季が0.31(48年0.27,49年0.30),年末が0.28,(48年0.23,49年0.25)と,いずれも前年に引き続き分散が拡大した。同一業種内での企業間格差も拡大し,特に紙・パルプ,化学,機械金属,電気機器等でそれがめだった。

〔1318〕 なお,年末賞与の支給に当たつて分割払いを行ったり),社内預金への繰り入れを行った事業所の割合は,労働省「労働経済動向調査」によると依然として多く,前年と同じであった事業所と,前年より高くした事業所を加えると65%に達した。しかし,前年より低くなったとする事業所の割合も増大した。

〔1319〕 規模別の動きを「毎月勤労統計」によってみると,各規模とも伸び率は鈍化したが,特に100人未満の小規模事業所では夏季,年末とも前年の額を下回った。支給率も大幅に低下し,夏季には500人以上規模事業所で49年の2.11か月から2.13か月へと増加したものの,それ以外の規模では軒なみ低下した。年末には各規模とも支給率は低下し,その低下幅が拡大した(第11図)。

第11図 規模別にみた特別給与の変化

第11図　規模別にみた特別給与の変化
（製造業，対前年増減率，支給月数）

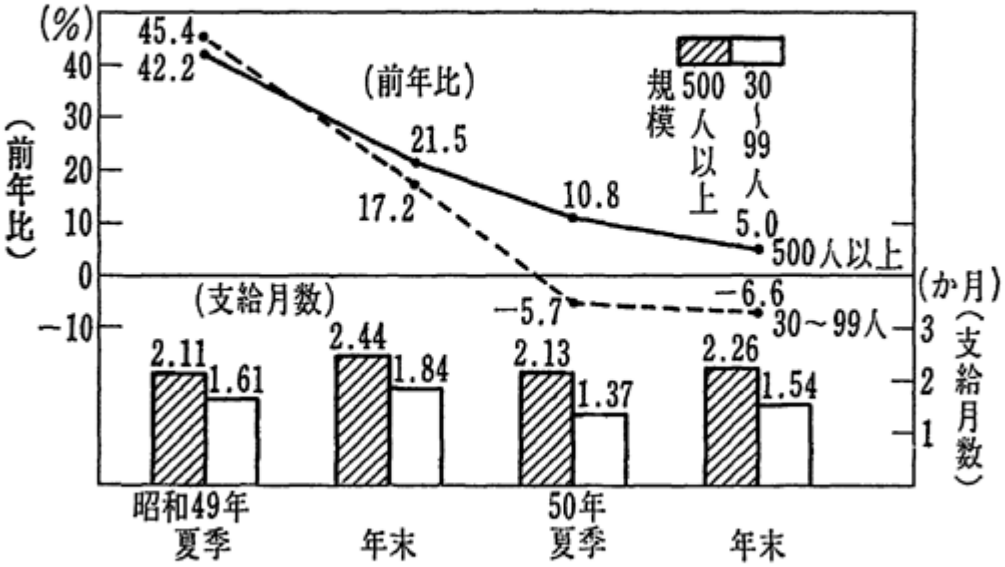

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
3 賃金の動向
(5) 賃金コストの上昇鈍化

〔1320〕 今回の景気変動過程における製造業の賃金コスト(名目賃金÷労働生産性)の動きをみると,昭和48年末頃から上昇し始め,50年1～3月期には前年同期比44.2%増となった。その後は生産回復とともに賃金コスト増加率は大幅に鈍化し,51年2月には2.4%増となった(第12図)。

第12図 賃金コストの推移

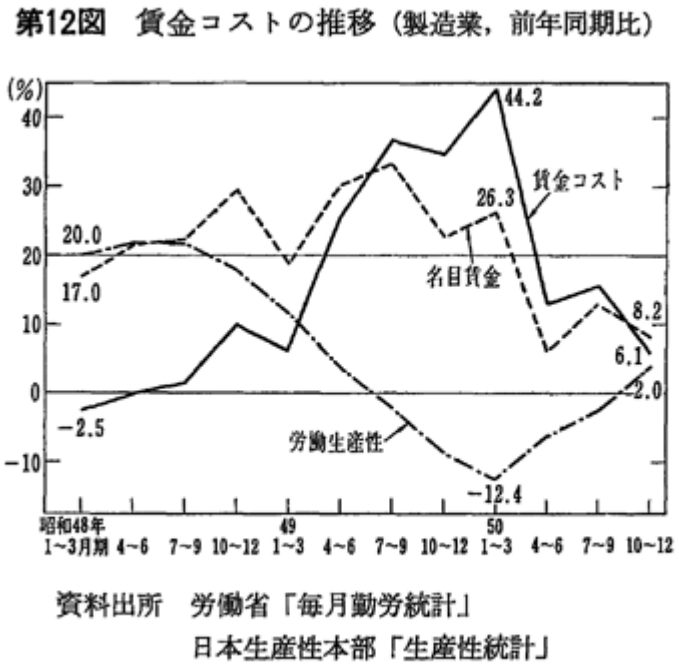

〔1321〕 過去の不況期における賃金コストの上昇と比べると40年不況期のピークが6.9%(40年7～9月期),46年不況期が11.3%(46年1～3月期)であったのに比べ,今回の賃金コストの上昇が極めて大幅であったことがわかる。これは49年春の賃金交渉における賃上げ率が大きかったことに加えて,労働生産性が大幅に落ち込んだことによるものである。

〔1322〕 製造業の業種別には49年から50年1～3月期までは衣服,窯業・土石,鉄鋼,非鉄金属,金属製品などで前年同期比4～6割の上昇となったのをはじめ各業種とも賃金コストの上昇が顕著であった。しかし4～6月期以降は賃金上昇率が鈍化したこと,生産の増加を反映して労働生産性も上向いてきたことなどにより,賃金コスト上昇率は大幅に鈍化し,50年10～12月期には繊維,非鉄金属などで前年水準を1割以上下回ったのをはじめ,各業種とも増加率は大幅に鈍化した。

〔1323〕 このような賃金コストの増加は,企業利益の圧迫をもたらした。労働分配率は49年度下期に51.5%と初めて5割をこえ,50年度上期には日本銀行「主要企業短期経済観測」によって推計すると付加価値額に占める人件費の割合は55.6%と前期からさらに4.1ポイント上昇していたとみられる。これに対し,

付加価値額に占める純利益の割合は3.8%と49年度下期の9.2%をさらに大幅に下回った。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向

〔1401〕 消費者物価は昭和50年に入り一段と沈静化基調を強めた。このため勤労者家計では49年に物価上昇を除いた実質値が減少しか実収入,消費支出とも50年には増加に転じるなど家計に改善がみられた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向
(1) 消費者物価の沈静化

〔1402〕 消費者物価は50年年間を通じて落ち着いた動きを示し,年平均上昇 率は11.8%高と前年の24.5%を大幅に下回った。 消費者物価上昇率の推移をみると,1～3月期には15.2%高であつたのが10～12月期には8.4%高と,48年1～3月期以来11期ぶりに,1桁台の伸びとなった(第13図)。

このような消費者物価の沈静化は,1)卸売物価が50年中はほぼ落ち着いた動きを示したこと,2)製品の値上げにより消費需要がさらに減退することを懸念する動きがみられたこと,3)野菜,果物などの農産物の成育が年間を通じてみると順調であったこと,4)賃金の上昇が鈍化したことなどによるものとみられる。

第13図 消費者物価上昇率の推移

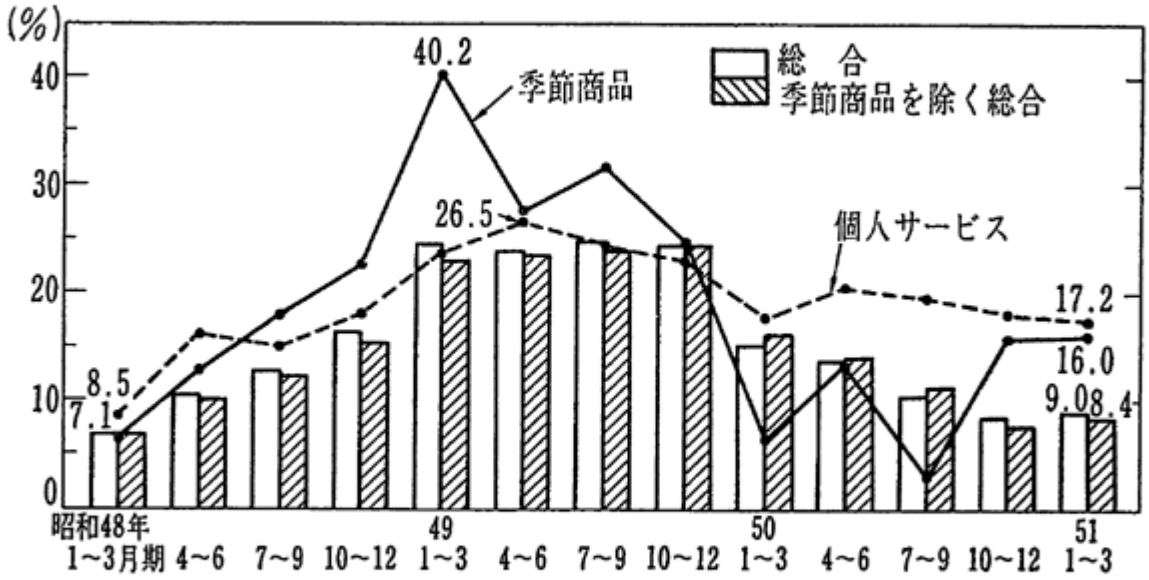

第13図 消費者物価上昇率の推移
(全国，前年同期比)

資料出所 総理府統計局「小売物価統計調査」
(注) 季節商品とは野菜，果物，生鮮魚介をいう。

〔1403〕 51年に入ると前年12月に値上げされた私鉄運賃の影響がでてきたこと,1月から2月にかけて野菜が急騰したこと,酒類,たばこ,郵便料金の値上げがあったことなどにより1月の前月比が1.8%高と騰勢を強め,3月末1桁の政府目標の実現が懸念されたが,3月には,野菜の値下がりなどかあって前年同月比8.8%高となり,1桁目標が達成された。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向
(1) 消費者物価の沈静化
1) 各費目とも鈍化

〔1404〕 消費者物価上昇の内容を消費費目別にみると各費目とも前年の伸びを大幅に下回った。

食料費は50年7～9月期を除いて四半期ベースで前期比3%前後の根強上昇を続けているが,前年比は徐々に小さくなってきている。住居費光熱費は,期を迫って上昇幅を縮小し,住居費は4～6月期から,光熱費は7～9月期からそれぞれ前年同期比が1桁となり,10～12月期にはそれぞれ5.1%および1.9%にまで低下した。被服費は年間を通じ5%前後の上昇で推移した。また,雑費も総じて落ち着いた動きを示し,10～12月期には,前年同期比が1桁となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

Ⅰ 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向
(1) 消費者物価の沈静化
2) 激しい季節商品の値動き

〔1405〕 消費者物価が全般的に落着きを示す中で,野菜,果物など季節商品の値動きと個人サービス料金の根強い騰勢が注目される。

季節商品のうちでは,生鮮魚介は49年7～9月期の36.8％高をピークに期を追って徐々にその上昇幅が縮小しているのに対し,野菜,果物は期により激しい値動きを示しながら上昇している。特に野菜の値動きが最も激しく,50年1～3月期,7～9月期には前年比がマイナスとなり,10～12月期には20％近くの大幅な上昇となっている。この原因の多くは,異常気象に起因するものと考えられるが,このような需給の一時的なアンバランスに対処するための野菜の安定的な供給体制や流通経路の改善などを,今後さらに推進することが必要となろう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向
(1) 消費者物価の沈静化
3) 個人サービス料金の根強い騰勢

〔1406〕 個人サービス料金は第13図でわかるように全体の消費者物価を上回る上昇を続けている。

個人サービス料金の中では旅館宿泊料のウェイトが最も高く,個本サービス料金に占めるウェイトは1,154のうち225,次いで私立学校授業料は同175,自動車教習料は同81,パーマネント代は同61の順になっている。50年における個人サービスの上昇要因は,第1に4月に旅館宿泊料がゴールデン,ウイークを前に平均24.3%上昇したこと,私立学校授業料が幼稚園39.8%,中学41.6%,高校42.0%,大学23.8%といずれも大幅に上昇するなどウェイトの高い費目で値上げが行われたことが大きな要因となっている。

〔1407〕 第2に個人サービス部門では生産性向上の余地が少ないため,人件費の上昇が価格上昇に転嫁されがちであることも見逃せない。「個人企業経済調査」(総理府統計局)によると営業費のうち3割から多いところでは5割近くが人件費に向けられている。特に美容業では51%,自動車整備および駐車場業では47.5%,理容業では43.7%となっている。同調査によるサービス業全体の1人当たり人件費の上昇率は,47年度21.6%増,48年度25.4%増,49年度25.8%増とここ3年間連続して大幅な上昇を続けている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向
(2) 実質消費の増加

〔1408〕 昭和50年の全国勤労者世帯の収入,支出は名目で15～17%の伸びとなり,前年の2割をこえる伸びに比べ大幅に鈍化した。しかし,消費者物価が沈静化したため物価上昇の影響を除いた実質ではいずれも前年の減少から増加に転じた(第14図)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向
(2) 実質消費の増加
1) 実収入の回復

〔1409〕 勤労者家計の50年平均の実収入は月額23万6,152円と名目で14.8%の増加,実質で49年の0.3%減から一転して2.7%の増加となった。

実収入の内訳をみると,世帯主の勤め先収入では定期収入が名目で18.4%増,実質でも5.9%の増加となり,49年に比べ実質でかなり回復を示したが,臨時・賞与収入(給与ベース改訂差額,ボーナス等)は名目では3.3%の増加,実質では7.6%の減少となった。

妻の収入は50年年間を通じ堅調な増加を示し,名目で24.3%増となり,また49年後半から50年初めにかけて増勢が鈍化していた事業内職収入も年後半に至って急速に回復した。

第14図 実収入および消費支出の推移

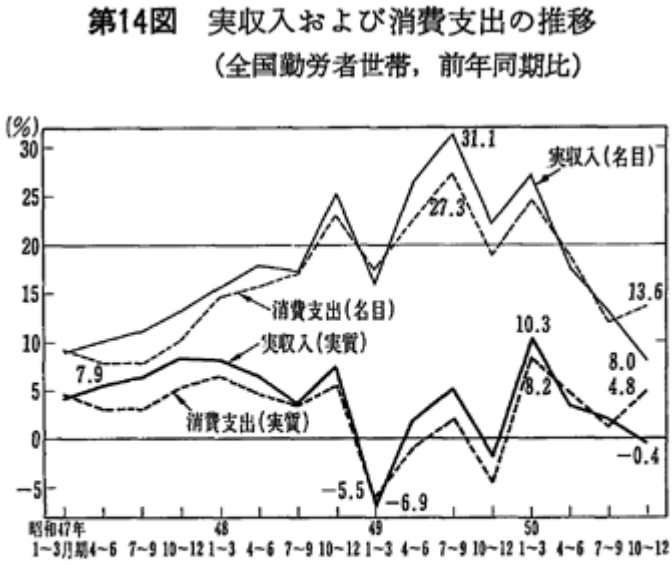

資料出所 総理府統計局「家計調査」

〔1410〕 なお,所得税,社会保障費などの非消費支出を差し引いた可処分所得は月平均21万5,508円で14.7%増と実収入とほぼ同程度の伸びを示し,実質でも2.6%の増加となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向
(2) 実質消費の増加
2) 実質消費の増加

〔1411〕 一方,50年平均の消費支出は月額16万6,032円で名目で16.8%増,実質でも4.5%の増加となった。この結果平均消費性向(可処分所得に対する消費支出の割合)は77.0%と,48年の77.5%には及ばなかったものの,前年の75.7%を1.3ポイント上回った。

消費支出の動きを四半期別にみると,1～3月期には収入の増加を反映して名目で24.7%増,実質でも8.2%増とかなりの増加を示したが,4～6月期以降は名目,実質とも増加幅は縮小した。しかし,10～12月期には名目で13.6%増,実質で4.8%増となり実収入の伸びを大幅に上回る回復をみせた。

〔1412〕 消費支出の動きを費目別にみると,物価の落着きを反映して名目では光熱費,雑費以外の費目はいずれも49年より増勢は鈍化したが,実質でみるといずれの費目も前年水準を上回った。

消費の内容を中分類別にみると,49年に実質で大きく減少した自動車等関係費の回復が著しく,49年の17.6%減から21.1%増となった。また衣服,身の回り品も実質でかなりの増加を示している。この他にも教養娯楽費,文房具費,交際費など49年に消費が強く抑制された支出弾力性の高い費目での消費の増加がめだっている。家具什器費は年後半に至って増勢が鈍化し,実質で2.3%の増加にとどまった。

支出弾力性の低いいわゆる生活必需品である食料費のうちでは主食やし好的要素の強い調味料,菓子,果物,飲料では実質で49年に引き続き前年水準を下回ったが,それ以外の費目では塩干魚介を除いて野菜の7.4%増をはじめ消費の回復がみられた。

〔1413〕 また,世帯主の年齢によって消費の回復の程度に差異がみられた。

各年齢階層とも49年には消費抑制的な態度を強くとったことを反映して平均消費性向が前年に比べ低下し,物価の上昇も大きかったことから消費支出は,実質で前年水準を下回ったのが,50年にはいずれも実質消費支出が増加し平均消費性向もほとんどの年齢層で上昇した。

しかしさらに詳細にみると,49年における平均消費性向の低下が相対的に小さかった40歳未満の世帯では50年に平均消費性向が48年の水準を上回って回復しているのに対し,40歳以上の世帯では50年に平均消費性向が上昇したものの依然として48年の水準より低くなっている。特に60～64歳層の世帯では平均消費性向は,49年に続いてさらに低下している(第15図)。

第15図 世帯主の年齢階級別消費の動向

第15図　世帯主の年齢階級別消費の動向
（全国勤労者世帯）

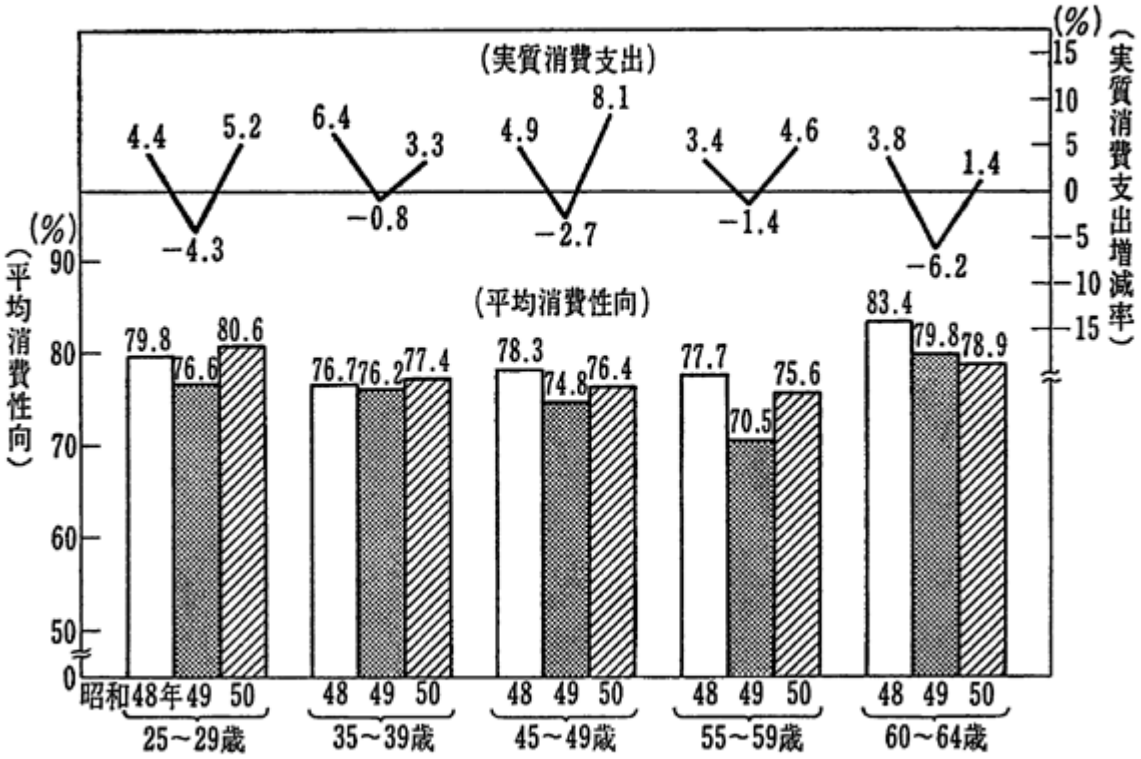

資料出所　総理府統計局「家計調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向
(2) 実質消費の増加
3) 増加する土地家屋の借金返済(黒字の処分内訳)

〔1414〕 昭和49年には生活防衛的態度を反映して,黒字額は前年に比べ3割以上の増加を示し,黒字率(黒字の実収入に対する割合)も22.2%(48年20.5%)と高まったが,50年には黒字額の伸び率は8.4%と大幅に鈍化し,黒字率も21.0%と前年を1.2ポイント下回るなど消費態度に変化がみられた(第16図)。

第16図 黒字の処分内訳

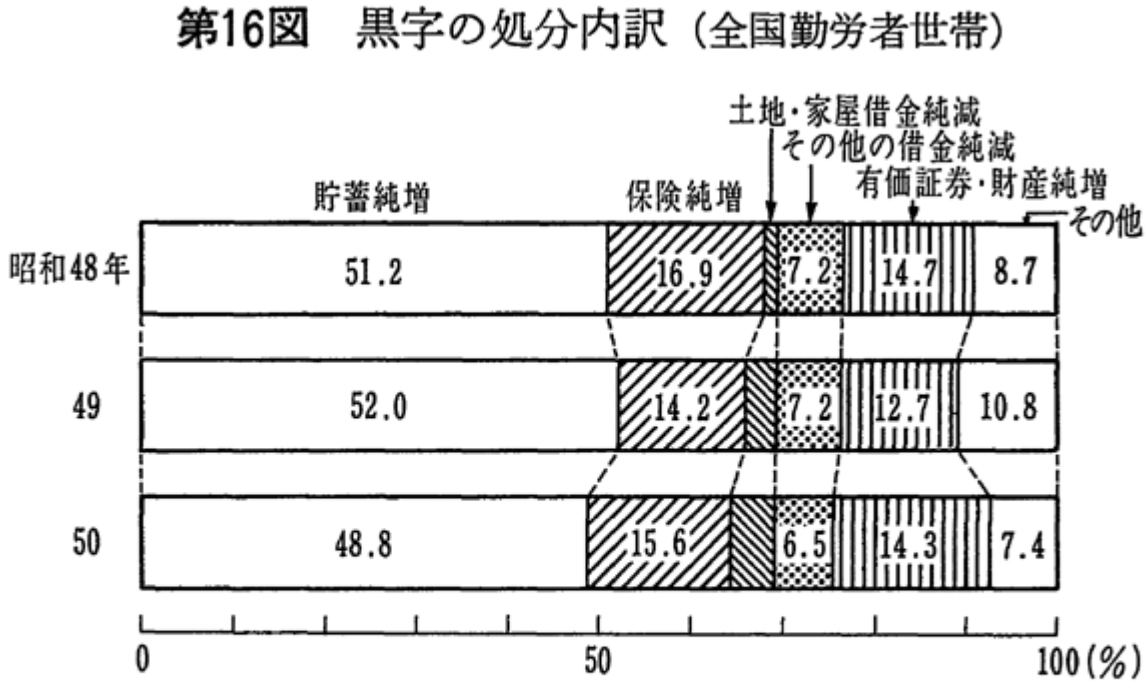

資料出所 総理府統計局「家計調査」
(注) 「その他の借金純減」は月賦，掛買およびその他の借金純減，
「その他」は繰越純増・その他の純増

〔1415〕 黒字の内訳をみると,黒字額を100とした構成比では貯蓄純増が48.8%で最も高い割合を占めているが,伸び率は前年に比べると鈍化し,その割合もやや低下した。これに対し借金により土地,家屋を購入した世帯が増えたことを反映して借入金の返済が増え,土地,家屋借金純減(土地,家屋購入のための借金返済額から購入のための借金を差し引いたもの)は前年の236.6%増に続いて,50年も63.5%増となった。また月賦純減(月賦返済から月賦による購入を差し引いたもの)は16.3%減とマイナスに転じ,月賦で高額商品を購入する動きが出ていることを示している。

また,高所得層の動向を反映して,有価証券純増,財産純増などは,前年を4割以上上回る大幅な増加となり,黒字額に占める割合も高まった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向
(3) 高所得層の消費改善

〔1416〕 昭和49年には低所得層ほど消費抑制の態度が強く,黒字を積極的に増やしたのに対し,高所得層はむしろ随意性の高い費iを中心に消費支出を増加させるという動きがみられるなど勤労者の消費行動には,所得階級間に顕著な差異がみられたがこの傾向は50年に入っても続いた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

Ⅰ 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向
(3) 高所得層の消費改善
1) 高所得層で実質消費増加

〔1417〕 勤労者世帯を年間収入の低いものから高いものへと順に並べて5等分した5つのグループ別に家計の動向をみると,50年には高所得層である第5五分位階級は引き続き消費を堅調に伸ばしたほか,第2から第4五分位階級においても消費を増やす動きがみられ,実質の伸びは各層とも前年を上回った(第17図)。

しかし,第1五分位階級は引き続き,消費抑制的な態度をとっており,49年に続き実質消費支出の伸びはマイナスとなった。このような各層の動きを反映して,第5五分位階級の平均消費性向は84.0%と前年を2.6ポイント上回り,また,第2から第4五分位階級でも前年を1.2から1.6ポイント上回ったのに対し,第1五分位階級は前年よりさらに2.9ポイント下回った。しかし50年10～12月期には第1五分位階級でも消費支出は実質で前年水準を上回った。

第17図 年間収入五分位階級別消費の動向

第17図　年間収入五分位階級別消費の動向
（全国勤労者世帯）

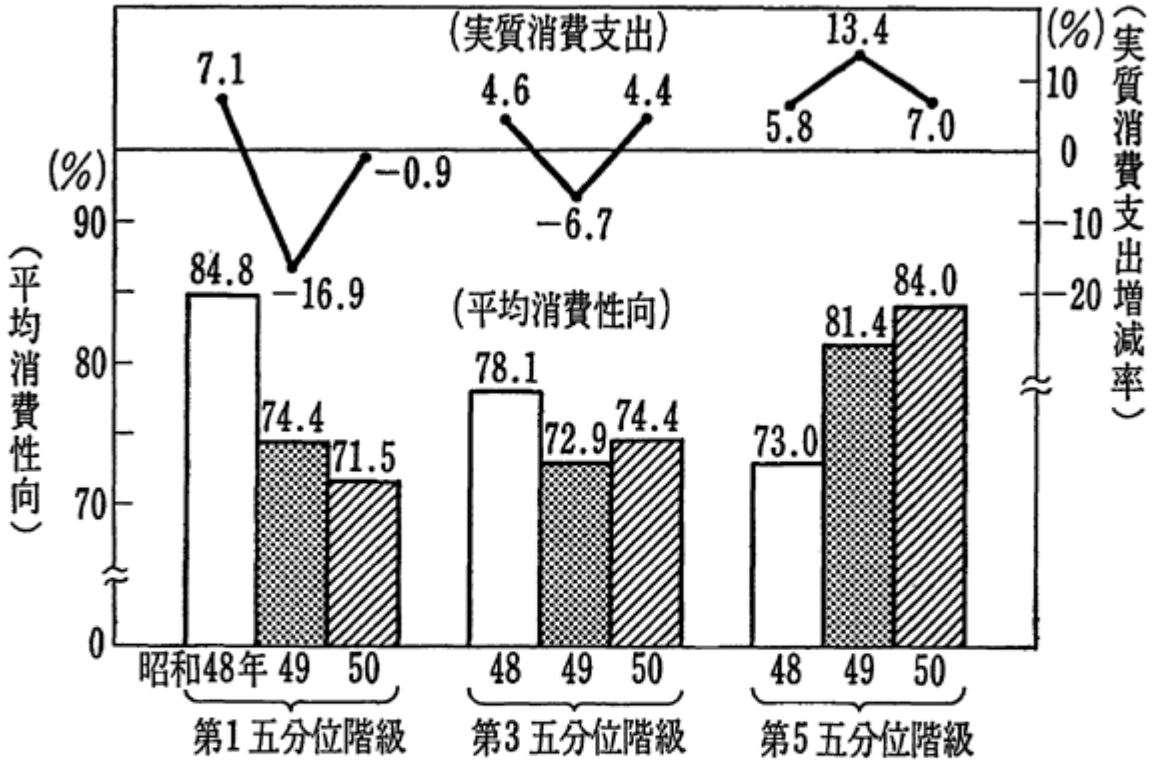

資料出所　総理府統計局「家計調査」
（注）　50年の第1五分位階級の年間世帯収入は131万円，第3五分位階級は245万円，第5五分位階級は507万円。

〔1418〕 消費支出を生活必需的支出,随意的支出(被服費,耐久消費財支出,レジャー支出)に分けてその動きをみても,49年には各所得階級とも抑制する動きがみられた生活必需的支出は,50年には第1五分位階級を除いた各階級で実質で増加に転じている。他方,随意的な支出のうち耐久消費財支出は各階級とも増加しているが,被服費,レジャー支出は第1五分位階級を除く各階級とも増加している。

〔1419〕 このような各階級ごとの消費の動きを反映して,黒字額は第5五分位階級では49年に引き続き減少し,第2から第4五分位階級では前年の4〜7割の増加から7%台の増加へと増勢は大幅に鈍化した。しかし,第1五分位階級では増勢は鈍化したものの28.4%増と他の階級に比べ黒字額の増加が依然大きくなっている。-また,黒字率も第1五分位階級で49年の24.0%から50年の26.7%へと大きくなった以外は各階級とも低下した。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
4 消費者物価と勤労者家計の動向
(3) 高所得層の消費改善
2) 賞与の使途別内訳

〔1420〕 一般的に夏季賞与は貯蓄型,年末賞与は消費型といわれそいる。所得階級別にみても夏季賞与は年末賞与に比べて消費に振り向けられる割合は低いが,所得階級別にみると第5五分位階級では,その割合が22.8%と相対的に高く,第1五分位階級では9.7%と低くなっている。

〔1421〕 消費型とみられる年末賞与の動きをみると,50年の全国勤労者世帯の年末賞与等手取額の平均は31万843円で前年を1.3%下回った。しかし,そのうち消費支出にあてた割合は前年の29.4%から32.5%へと高まった。

この割合は夏季賞与とは異なり各階級とも30～34%でほとんど差がなく,第1五分位階級でも33.3%と第5五分位階級に次いで高くなっている。

〔1422〕 一方,賞与のうち貯金に振り向けられた割合をみると,第2から第5五分位階級では55%前後となっているのに対し,第1五分位階級では30%と低く,第1五分位階級では繰越金として手元においておく部分が20.7%と他の階級の5～7%に比べ高くなっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
5 労働災害の動向
(1) 減少続ける労働災害

〔1501〕 昭和50年の労働災害による死傷者数および災害率(度数率,強度率)は,前年に引き続き減少した。

休業4日以上の死傷者数は約31万8,000人で前年比8.5%の減少となり,また,死傷者数も前年比14.0%減少して3,725人となった。

「労働災害動向調査」によって,労働災害の頻度を示す度数率(100万延労働時間当たりの労働災害による休業1日以上の死傷者数)をみると,規模30人以上の事業所においては,50年は6.75(49年は7.50)と引き続き減少し,また,災害の重軽度合いを示す強度率(1,000延労働時間当たりの労働災害の死傷による労働損失日数)も,同じ30人以上の事業所で50年は0.57(49年は0.58)と改善した。

第18図 労働災害率および労働損失日数の推移

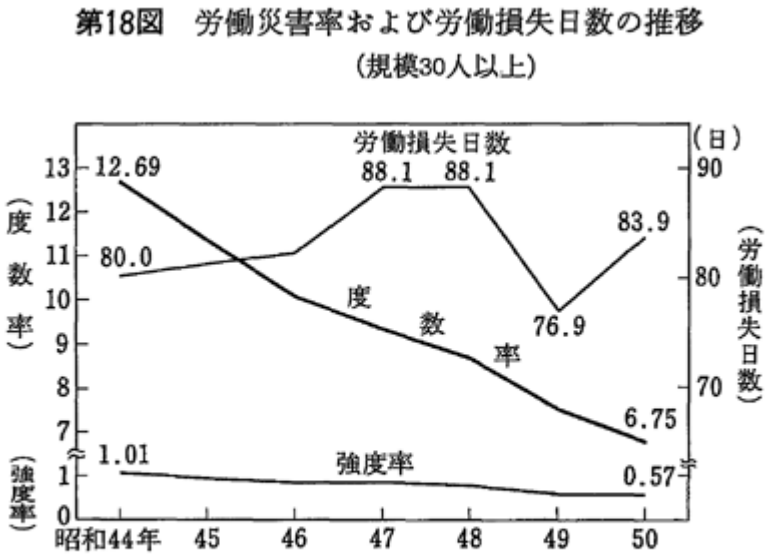

資料出所 労働省「労働災害動向調査」

〔1502〕 労働災害による死傷者1人当たり平均労働損失日数は,48年までかなり高い水準にあり,49年には一時減少したが,50年には規模30人以上の事業所で83.9日と再び増加した(第18図)。度数率,強度率ともに減少しているのに対し,平均労働損失日数がかなりの水準を示しているのは,事故が起これば被害が大きく,かつ重篤化する傾向が続いていることを示しているとみられる。

〔1503〕 一方,一時に3人以上の死傷者を伴う重大災害については昭和43年以降減少してきたが,50年の発生件数は276件と前年とほぼ同じ水準であった(第19図)。死傷者数は1,523人(前年比7.0%増),死亡者数は200人(同12.4%増)と増加した。しかし,1件当たりの死傷者数は5.5人,死亡者数は0.72人で,40年以降49年に次いで少なくなっている。

第19図 産業別重大災害発生件数の推移

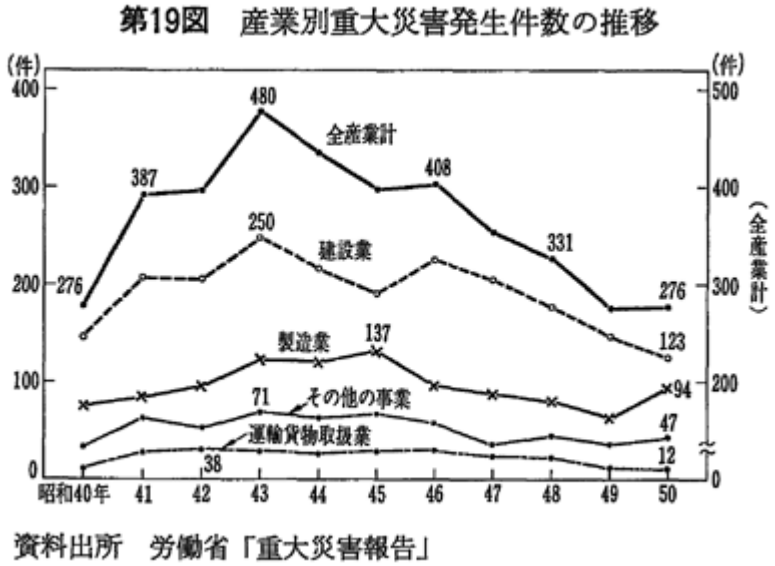

〔1504〕 労働災害の原因について,50年の死亡者の事故の型別割合からみると,「墜落・転落」が最も多く25.6%を占め,次いで「交通事故」,「はさまれ,巻きこまれ」,「飛来,落下」,「崩壊,倒壊」が多い。

これら事故の起因物としては,「仮設物,建築物,構築物」,「動力運搬機」,「乗物」,「自然環境等」,「建設用等機械」の順になっている。

また,重大災害の発生原因は交通事故によるものが最も多く121件(全体の43.8%),次いで爆発災害が37件(同13.4%)で,この2つで重大災害の過半数を占めるという例年の傾向に変わりはなく,土砂崩壊による災害,火災・高熱物による災害,墜落災害,中毒,薬傷による災害の順で続いている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
5 労働災害の動向
(2) 小規模事業所に多い死傷者

〔1505〕 産業別に休業4日以上の死傷者をみると,製造業が最も多く約11万6,400人で全体の36.6%を占め,次いで建設業が約9万8,400人で30.1%と多く,この2産業で全体の7割近くを占めている。その他主な業種としては陸上貨物運送業が約2万3,000人,林業が約1万2,000人となっている。前年に比べて減少の大きいのは港湾荷役業の26.3%減,製造業の12.9%減であり,このほか陸上貨物運送業,鉱業,建設業,交通運輸業など,ほぼ全部の産業で減少している。

〔1506〕 一方,死亡者については建設業が最も多く1,582人で全体の42.5%を占め,次いで製造業の856人(23.0%)となっている。

前年に比べるとほとんどの産業で減少しており,建設業の21.5%減が特にめだっているが,林業のみは1.3%の微増となっている。

〔1507〕 度数率を産業別にみると,近年低下の大きい鉱業が25.42と依然として最も高く,次いで林業,サービス業(ただし自動車整備,機械修理,清掃業のみ),建設業(職別工事,設備工事業のみ),製造業の順で高い。製造業では,木材・木製品製造業,家具・装備品製造業,窯業・土石製品製造業,金属製品製造業の順となっている(付属統計表第42表参照)。強度率についても鉱業が4.93と最も高く,次いで建設業,林業,サービス業の順となっている(付属統計表第43表参照)。

重大災害は,建設業が前年に比べ22.6%減少して123件となっているが,全体の約45%を占め最も多い。製造業は94件と約34%を占め,前年に比べ36.2%増加している。

〔1508〕 規模別に休業4日以上の死傷者数をみると,規模30～99人の事業場での死傷者が最も多く,約6万9,600人で21.9%を占め,次いで規模5～15人の約5万7,200人(18.0%),規模16～29人の約4万200人(12.6%)の順となっているが,これに労働保険事務組合分を含めた規模100人未満の事業所の死傷者数をみると,全体の約78%を占めている。一方,比較的規模の大きい事業所においては規模100～299人が3万6,100人で11.4%,規模300人以上では約3万3,300人で10.5%を占めている。

製造業の度数率,強度率を規模別にみると,規模が小さくなるほど高くなっており,50年の規模30～49人事業所の度数率は,規模1,000人以上の事業所の約10倍で前年に比しほぼ横ばいであり,依然として規模別格差は縮小していない(付属統計表第45表参照)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
5 労働災害の動向
(3) 注目された職業性疾病

〔1509〕 労働災害が全体として減少傾向をみせている中で,職業性疾病は多様化の傾向を示すとともに,職業がんなど重篤な疾病が注目されている。

最近は技術の急速な進歩に伴う新原材料の導入,作業環境,作業方法の著しい変化および医学的研究の進歩等を背景にして,新化学物質等による障害,とりわけ職業がん,振動工具による振動障害の発生や発見が注目されている。加えて,重症身心障害児施設における介護業務従事者の腰痛,キーパンチャー,金銭登録作業従事者の頚肩腕症候群など,事務的作業等にも職業性疾病が生じている。

〔1510〕 特に50年には,化学物質による中毒,障害の症例のうちでも,クロム化合物や塩化ビニル・モノマーによる職業がんの発生事例が注目を集めた。

職業がんの問題は国内のみならず国際的にも問題となっており,ILOにおいても49年6月に勧告付き条約第139号(1974年の職業がん条約)が採択されるなど,発がん性物質に対する障害予防対策の確立が強調されてきた。

労働省は47年に労働安全衛生法を制定し,ベンジジン,ベーター・ナフチルアミン等当時明らかになつていた発がん物質を初め,クロム酸などを含む有害化学物質の製造,取扱い等について,禁止もしくは許可または管理を内容とする規制を行い,局所排気装置の設置および健康管理等について労働衛生上の措置を事業者に義務づけてきた。その後,49年11月には職業がんに対する総合的な対策を検討するため,「職業がん対策専門家会議」を発足させ,50年1月および8月には労働安全衛生法施行令を改正する等により職業がん原性物質に関する規制を強化した。

〔1511〕 クロム障害は,これまで気道の炎症と局所の潰瘍,鼻中隔穿孔が主症状であるとされており,がんとの因果関係については外国においても症例報告は少なく,わが国では症例報告が見当たらなかつたとされていた。

しかし,48年に疫学的調査を実施した結果クロム酸製造工程でのクロム化合物による肺がんの業務起因性が判明し,50年8月には6価クロム鉱さい投棄の公害問題とともに改めて注目された。

〔1512〕 労働省は疾病の発生したクロム酸製造工場について緊急の立入調査を行い,合計24人(うち死亡19人)の肺がん患者を確認した。また,あわせて健康診断の実施を事業者に対し指示したところ,退職者も含めた約1,040人が受診した。

クロム障害者は設備改善の遅れていた旧設備の工場で長期間クロム化合物にばく露してきた者にみられている。

〔1513〕 労働省はまた「クロム障害に関する専門家会議」を発足させ,クロム障害に関する労働災害認定の検討等を行うとともに,クロム化合物等製造事業場やクロムメッキを行う事業場など全国3,215事業場に対し,1)安全衛生管理体制,2)設備関係,3)健康診断の実施状況,4)作業環境測定の実施状況などの調査および監督を実施した。

〔1514〕 クロム障害に関する労働災害補償は,51年1月現在で,下請事業場の労働者も含め,肺がん(肺腫瘍を含む)が26人(死亡21人,療養5人),肺がん以外の疾病が163人(全員療養),鼻中隔穿孔等が221人,合計410人

の認定がなされている。

〔1515〕 一方,塩化ビニル・モノマーによる障害については,49年1月にアメリカにおいて塩化ビニルの発がん性が問題となり,国際的にも学会,労使等の検討するところとなり,わが国においてもその対策が急がれた。

塩化ビニル・モノマーによる障害については,44年に指端骨溶解症の発生が指摘され,職場環境の改善を指導してきたが,職業がん問題については,1)49年11月「職業がん対策専門家会議」に塩化ビニル・モノマーの抑制濃度の検討を委託するとともに,2)業界に対し緊急措置として環気中濃度が50PPMを大幅に下回るよう維持すべきことを指導し,3)労働安全衛生法施行令を改正し,特定化学物質等に塩化ビニルを追加規制して予防措置を講じてきた。

〔1516〕 50年6月「職業がん対策専門家会議」は環気中の塩化ビニル濃度について,1)一般作業にあっては当面幾何平均濃度を2PPM以下とし,かつ幾何標準偏差の上限を0.4とすること,2)重合槽内作業については5PPM以下とすることという見解を示した。

労働省は以上に基づき,特定化学物質等障害予防規則に塩化ビニルの作業環境基準を盛り込むこととした。

〔1517〕 50年10月わが国では初めて塩化ビニル・モノマーによる肝血管肉腫の疑いのある死亡者が発生し,さらに塩化ビニルによるとみられる肝臓疾病による死亡者のいることも判明した。

労働省は塩化ビニルによる障害患者や死亡者のは握に努めるとともに,関係事業場に対し,既に決定した作業環境基準の確保や配転者,退職者を含む従業員の健康診断の徹底等を行うよう監督指導を進めた。

塩化ビニル障害に関する労働災害補償については,50年末までに4社4工場で,下請労働者も含む8人(塩ビガス中毒5人,指端骨溶解症2人,門脈圧亢進症1人)が認定されている。

〔1518〕 職業性疾病の予防には,技術や医学の新しい進歩に即応できる調査研究の推進もさることながら,作業環境の改善が予防の根本であるという観点から,労働省としては環境改善の基本となる作業環境測定の適正化を図ることとし,作業環境測定法を成立させ,50年8月から1部施行,52年8月から全面施行することとしている。

また,中小企業に対する労働安全衛生融資の増額,塩化ビニル重合事業場の作業環境の改善のために日本開発銀行融資を実施するなどの施策を通じて,良好な作業環境の確立を目指している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
6 労使関係の動向

〔1601〕 50年における労働運動等,労使関係の動向には,春の賃金交渉,夏季,年末一時金交渉,生活,制度要求,労働基本権問題などをめぐって次のような特徴がみられた。

春の賃金交渉の結果は,物価の沈静化ときびしい経済環境を反映して賃上げ額,賃上げ率ともに前年を大幅に下回るなだらかなものになった。

春闘共闘委員会は前年に引き続き「国民春闘」路線をとるとともに,従来どおりの大幅賃上げを目指したが,同盟やIMF・JC(全日本金属産業労働組合協議会,50年9月に国際金属労連日本協議会を改称)は大幅賃上げ要求を自制した。一方,経営者側は日経連が「大幅賃上げ行方研究委員会」を設けて「50年度は15%以下の賃上げガイドポストを設ける」ことを提言し,これに経団連,日商,東商なども同調する姿勢をとった。

政府は前年秋に設定した50年3月末の消費者物価上昇率を15%程度に抑えるという努力目標を達成した。

妥結内容は例年と違って定昇のみとしたところや春および秋以降の賃上げという二段階賃上げなどがみられた。

なお,背景にある経済環境がきびしくなったことから,賃上げ交渉の際,労働組合側は,「賃金か,雇用か」の選択をせまられた。

一時金妥結額は春の賃金交渉がなだらかな結果になったあとを受けて低い伸び率にとどまった。夏季一時金は前年に比べて金額では上回ったものの伸び率は下回った。一方,年末一時金は前年に比べて金額,伸び率ともに下回った。

「生活,制度要求」について労働組合側は企業内外での取組みを強めており,(1)春の賃金交渉前段での労働4団体共闘となった「全国一律最低賃金制確立」の統一要求,(2)不況の長期化に伴ってクローズ・アップされた「雇用問題」に対する取組み,(3)同盟の「労働者の経営参加」に関する中間報告の公表,(4)秋から年末にかけての公労協を中心とする「労働基本権問題」の決着を求める動きなどがみられた。このほか,各労働団体とも「インフレ,不況の克服」や「実質生活の確保」のための経済政策を要求する動きを強め,各種の政策要求についての取組みがみられた。そして各労働団体と政府との間で,雇用問題や景気浮揚策をめぐって折衝が重ねられた。

〔1602〕 51年に入ってからは次のような特徴的な動きがみられた。

春の賃金交渉ではきびしい経済環境が続いたことを反映して,各労働団体とも実質賃金重視の傾向をみせた。春闘共闘委員会は春の賃金交渉始まって以来初めて前年を下回る賃上げ要求基準を設定した。同盟も前年の実質賃金重視,賃上げ自制の立場を踏襲した。

各労働団体とも生活,制度の改善等を今まで以上に重視する傾向をみせ,賃金問題とならべて雇用の安定を重点的に取り上げた。

一方,経営者側は日経連が前年の春の賃金交渉時からの考え方である「51年度以降は1桁台の賃上げガイドポスト」を「賃上げ休止ないし1桁台の賃上げ」といつそうきびしくした。経団連,日商,東商など他の経営者団体も同様の意向を示した。

3月末までにほぼ出そろつた賃上げ要求に対する回答は大部分が1桁台の賃上げ率となり,この間政府目標

の51年3月末消費者物価上昇率は1桁台となった。

同時決着方式をとり注目されていたIMF・JCグループに対する賃上げ回答は1桁台の賃上げ率でほぼすう勢は決まった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
6 労使関係の動向
(1) 労働組合運動等の推移
1) 注目された50年春の賃金交渉

〔1603〕 50年春の賃金交渉は,企業収益の落込み,労働力需給の緩和など前年とは異なった経済環境を背景に展開された。

〔1604〕 春闘共闘委員会は引き続き「国民春闘」路線を踏襲し,また大幅賃上げ要求を掲げたが,同盟,IMF・JCは「実質賃金」確保を目標に「インフレの抑制」,「社会的不公正の是正」等の問題解決と引換えに大幅賃上げ要求を自制するという考え方を示した。一方,経営者側は日経連を中心として,物価上昇の要因は賃金にあり,大幅賃上げを繰り返せばインフレの再燃と失業の増大につながると主張した。このような動きの中で,政府は50年3月の消費者物価上昇率を15%程度に抑えるという目標の達成に努力するとともに,労使が国民経済的な視野から賃金決定を行うことを期待した。

〔1605〕 各労働団体の賃上げ要求基準は,1)春闘共闘委員会が4万円以上,30%以上(49年,3万円以上,30%以上),2)新産別が35歳3万9,000円,30%(49年,25歳以上3万円以上,30%以上),3)同盟が27%(49年,定昇込み2万5,000円,30%程度),4)IMF・JCが3万円程度,25%(49年,2万5,000円または25%)とした。

〔1606〕 賃金交渉は4月9日になって例年注目される鉄鋼で1万8,300円(定昇込み14.9%),また造船で1万8,200円(定昇込み15.2%)の回答が提示されて妥結し,以後,自動車,繊維,電力,海員などが5月初旬までに順次妥結した。一方,5月に持ちこされた私鉄,公企体関係などは,連休直後の7日から私鉄が,また9日からは国鉄など公労協も加わって大規模な交通ストとなって最終段階を迎えた。9日から10田にかけて私鉄大手の中労委あっせんが打ち切られ,公企体関係の公労委調停作業も調停委員長見解が示されないまま仲裁移行となった。しかし,私鉄大手は13日に中労委あっせん員意見であった1万7,000円(14.11%)で自主解決し,公企体関係は調停中に解決案が示されたことで闘争が収拾されることになり,6月9日に至って上記解決案と同内容の3公社5現業平均定昇込み1万7,199円(14.08%)の仲裁裁定が提示され解決した。このように同盟およびIMF・JCは4月上旬がヤマ場となり,春闘共闘委員会は途中統一地方選挙が行われたこともあって4月と5月とに分かれた。

〔1607〕 賃上げ交渉の結果は,労働省労政局調べによれば民間主要企業で賃上げ額は定昇込み1万5,279円,賃上げ率は13.1%(調査対象企業265社)と,49年の妥結結果を大幅に下回り,また40年以降初めて賃上げ額,賃上げ率ともに前年実績を下回った。

業種別に賃上げ率をみても15%を上回ったところは造船,車輛,印刷,商業,新聞放送の一部にとどまり大部分は下回った。各産業の交渉経緯をみると前年とは異なるきびしい経済環境を反映して,結果的に鉄鋼回答が上限としての役割を果たした。

〔1608〕 妥結内容は例年と違って多様化した。労働省労政局調べの約2,500企業を対象とした「昭和50年賃金引上げ等の実態に関する調査」によれば,約20%の企業で(1)4月と10月の2回に分割,(2)4月は定昇のみ,10月かーらベース・アップ,(3)ベース・アップを凍結して定昇のみ,(4)定昇,ベース,アップとも凍結,(5)賃上げに際し解決一時金を組み合わせるなどが行われている。さらに,賃金交渉の際に「雇用問題」を取り上げたところが全体の約24%にのぼり,繊維や電機等の業種に多くみられた。業種間,企業間の格差は拡大し,主要大手265社の企業間の賃上げ額のばらつきを示す四分位分散係数は0.32と前年の0.13に比べて大きくなった。

〔1609〕 50年春の賃金交渉の規模は春闘共闘委員会に参加した組合と,別に賃上げ交渉を行っている同盟,新産別傘下組合およびその他の全国的産業別労働組合の組合員数を合わせると968万人で,前年における927万人を上回った。この参加者数は雇用労働者総数の約27%,労働組合員数の約77%に達した。また,前年に比べて争議件数は約30%,争議行為参加人員は,約29%の減少となり,半日以上のストによる労働損失日数も前年の約半分以下と著しく減少した。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
6 労使関係の動向
(1) 労働組合運動等の推移
2) 伸びの低下した50年夏季,年末一時金妥結額

〔1610〕 50年夏季一時金は企業収益の悪化を反映して,49年に比べ低い伸びにとどまった。労働省労政局調べによれば民間主要企業の場合,妥結額は32万5,029円,伸び率は7.4%(調査対象企業271社)で,前年に比べ金額では上回ったものの伸び率では47年以来の低さとなった。業種別の伸び率は電力がわずかながら前年を上回ったほかは各業種とも下回った。特にパルプ・紙,商業,繊維の業種では金額でも前年を下回る結果となった。

〔1611〕 このように夏季一時金の伸びが大幅に鈍化したのは企業収益の悪化を反映したものであり,年間臨給制(冬夏型)により既に決定をみていたところは伸び率が大きかった。

〔1612〕 一方,50年年末一時金は要求そのものも前年を下回ったが,妥結額は38年以降初めて前年に比べて減少し,労働省労政局調べによれば民間主要企業の妥結額は33万4,698円,伸び率はマイナス5.0%(調査対象企業271社)で,前年に比べ金額,伸び率ともに下回った。業種別では石油製品,ガス,自動本,電力,陸運などの11業種では前年を上回ったのに対し,パルプ・紙,セメント,化学,ゴム製品製造業など10業種では前年を下回った。

なお,年末一時金も年間臨給制(夏冬型)によって既に決定をみていたところの方が伸び率は大きかった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
6 労使関係の動向
(1) 労働組合運動等の推移
3) 「最賃」,「雇用」,「参加」を中心とした「生活・制度要求」

〔1613〕 「全国一律最低賃金制」の問題は,50年春の賃金交渉時に労働4団体共同の要求課題となった。労働4団体は野党4党にも働きかけ,4野党も共同で法案を作成し,国会に提出した。

労働4団体は2月10日政府に対し,全国一律最低賃金制の法制化などを求める統一要求書を提出し,労働4団体と政府との間で折衝が続けられた。3月26日労働大臣はこの問題の取扱いについて,衆院社会労働委員会の席上,野党議員の質問にこたえて,「中央最低賃金審議会に,今後の最低賃金制のあり方について調査,審議を求める。その際労働4団体の統一要求および野党4党の最低賃金法案を重要参考資料として提出する」旨を述べた。また同日労働大臣は労働4団体に対しても同趣旨の回答をし,この問題は決着をみ,3月27日に予定されていた春闘共闘委員会の「統一スト」も回避された。

この問題はその後5月30日に労働大臣から中央最低賃金審議会に対して諮問され,中央最低賃金審議会では公労使各4名からなる小委員会が設けられ検討が進められた。

〔1614〕 「雇用問題」は春の賃金交渉時においても「雇用か,賃金か」という形で問われたが,さらに不況が長びいて雇用問題が深刻化し,労働組合側から「雇用保障」を求める動きが強まった。

総評は50年春の賃金交渉の結果をみて,最低賃金制,雇用,失業保障,年金,減税等の諸要求闘争の強化を目指す「国民春闘」の通年化を決めた。「秋季・年末闘争」に当たっては,特に雇用問題の解決を重視し,9月18日に「雇用闘争本部」を発足させた。10月3日に総評,中立労連は労働大臣と会見して,失業給付の大幅改善,解雇規制,雇用安定施策の充実強化,雇用調整給付金制度の改善など雇用失業保障についての緊急申入れを行い,関連制度の緊急立法化(2年間の時限立法)を要請した。

一方,同盟も8月4日に副総理,労働大臣と会見し,当面の不況,雇用不安の早期解消を要求するなど,景気対策,インフレ対策等を求める政府折衝を行つた。また,IMF・JCと共同で「働くものの生涯生活ビジョン」を発表し,望ましい実質経済成長を年率7%と想定し,これを前提に「実質生活の確保」の活動を進めることとした。

〔1615〕 総評,同盟は,10月末,中立労連,新産別の雇用問題についての共闘の求めに応じることになり,11月11日に労働4団体は国会内で労働大臣と会見して,(1)雇用保険制度について,1)広域延長,全国延長の発動基準の緩和,2)失業給付日数の一律180日延長,3)失業給付率の80%への引上げ,4)雇用調整給付金支給の場合,休業に対する賃金の実質100%確保などの改善を図ること,(2)解雇規制ならびに雇用安定施策の充実強化として,中央,地方に公,労,使三者構成の「雇用調整委員会」を設置すること,(3)未払労働債権の全額立替払制度を企業賦課金と国の補助負担により実施すること,(4)日雇季節出稼労働者等不安定雇用労働者の就労を緊急に保障する措置を講ずることなどを骨子とする「雇用・失業保障に関する緊急要求書」を提出した。これらの問題について12月15日に政府と労働4団体の間で折衝が行われたが,労働大臣は要求の内容はいずれも野党4党が共同提案している「雇用および失業対策緊急措置法案」に盛り込まれているものに関連するものであり,国会の場で取り扱われるべきである,また行政レベルで措置できるものについては中央職業安定審議会の建議等をうけて早期に措置したい旨回答した。

〔1616〕 次いで,雇用問題に関する労働4団体の統一要求について,労働大臣は51年4月8日労働4団体に対し,行政措置の可能な部分について,1)一定の要件に該当する中高年齢失業者には応急措置として雇用保険

給付の個別延長を行う,2)雇用調整給付金制度については一定の条件の下に再指定の途を開き必要なものには支給限度日数を増やす,3)さらに一定範囲の下請事業所への適用を図る,などを回答した。これにより労働4団体は現時点では評価できるとして,この問題は一応区切りがつけられた。

〔1617〕 「経営参加」をめぐる労使の動きについてみると,同盟が49年1月の第10回定期全国大会において参加問題を運動の最重点課題として設定した。同盟は経営参加対策委員会(委員長,田中良一)を設けて,1)参加問題に取り組む意義と背景,2)参加問題が今日的課題であることについて共通の認識を得ること,3)わが国における労働者参加の実態,4)参加の意義と目的,5)目標とすべき参加体制などについて検討してきた結果を取りまとめ,50年1月23日からの第11回定期全国大会で中間報告した。

また,単産レベルでは商業労連や自動車総連が経営参加問題に取り組むことを明らかにした。

〔1618〕 これらの報告や方針に共通する考え方は,企業レベル,産業レベルでの労使協議制を充実強化すべしということである。特に同盟の中間報告は企業レベルでの参加の形態として監査役会への労働者代表の参加を究極的な方向とすべきであること,国,地方段階での政策決定機関への労使および国民の参加が必要であることを指摘している。

なお,総評は企業内における労働問題の解決は本来,団体交渉によるべきであるとして,労働者の経営参加制度については否定的な態度をとってきている。

〔1619〕 一方,経営者側の動きとしては,日経連が全員経営小委員会において経営参加問題について検討を行い,51年1月「全員参画経営」の考え方を取りまとめている。これによると企業経営の最高意思決定機関への労働組合の参加については,外国とは事情が異なり現行法上無理があるばかりでなく,一般的にみて条件,機運は現段階では成熟していないとしているが,職場レベルでは従来の労使協議制とは別に経営委員会または経営審議会を設け,中間管理職の代表を加えた労使代表による話合いを行い,意見の開陳も認めて経営事項についての諮問を実質的に強めて行くことが必要であるとしている。

〔1620〕 また,社会経済国民会議(議長,中山伊知郎)が,2月3日「労働組合もしくは労働者代表による経営参加問題,について」と題する中間報告を発表したほか,日本生産性本部(会長,郷司浩平)の昭和50年版労使関係白書においても労働者の経営参加,経済社会政策への国民参加が必要であることが提言されている。

〔1621〕 以上のような報告や提言等において示された「経営参加」の内容は,必ずしも同一のものではない。しかし,何等かの形で労働者の意見や意向が経営や政策に反映されるべきであるという方向は一致している。このように最近,経営参加問題に関する各界の関心が高まってきているが,その背景には労働者の疎外感を解消し,生きがいや働きがいを高めなければならないこと,経済の高度成長から安定成長への移行に伴って福祉の向上を図るためには,労働者,労働組合も積極的な役割とそれにふさわしい責任を分担すべきであるといった考えや,西欧諸国とりわけ西独における新しい共同決定法の制定が刺激になっていると考えられる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
6 労使関係の動向
(1) 労働組合運動等の推移
4) 注目された労働基本権問題

〔1622〕 公務員および公共企業体職員の労働基本権問題については,48年9月の公務員制度審議会の答申を経て,公共企業体等関係閣僚協議会は3公社5現業等の職員について,50年秋頃を目途に結論を出すべく,同協議会に設置された専門委員懇談会で検討が行われた。

〔1623〕 専門委員懇談会は3公社5現業の経営,労働基本権の問題について検討を進め,50年6月には公労協が専門委員懇談会において原則として私鉄なみのスト権付与を求める意見を提出,また,全官公は公労法改正による条件つきスト権付与を主張,秋に入り各方面からこの問題についての議論が活発化する中で,3公社当局から労働基本権問題等についての意見聴取が行われた。その後,専門委員懇談会は意見の取りまとめの段階に入り,11月26日「3公社5現業等のあるべき性格と労働基本権問題について(意見書)」を公共企業体等関係関僚協議会に提出した。一方,公労協等は「スト権奪還」を目指して11月26日から10間というかつてない大規模,長期間の予定でいわゆる「スト権奪還スト」に入った。

〔1624〕 いわゆる「スト権奪還スト」が続く中で,政府は12月1日の閣議で「3公社5現業等の労働基本権問題等に関する政府の基本方針について」の決定を行った。この決定は,1)法を守ることは民主々義国家の根幹をなすものであり,本問題の解決にはこのことを確認することが必須の前提となる2)専門委員懇談会の意見書の趣旨を尊重し,その具現化につき検討を行う3)3公社5現業等について経営のあり方および料金法定制度等の改正を含む当事者能力の強化の方途を検討する4)現行の公労法初め関係法規を全般的に検討し,必要な改正を行う5)以上につきできるだけ早急に結論をまとめ行政上の改革および法案の国会提出を行うことを内容としている。

こうした中で公労協は12月3日に自主的にストライキを収束する方針を決定し,8日間にわたるストライキに終止符を打った。

〔1625〕 その後,51年1月20日には新たに公共企業体等関係閣僚協議会が発足し,同協議会で1)3公社5現業等の個々の企業体の経営のあり方および国の関与のあり方について2)3公社5現業等の当事者能力の強化を図る問題について3)公労法その他関係諸法令の改正等についての3事項について検討することとし,その検討に当たつては学識経験者から意見を徴することが決定された。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
6 労使関係の動向
(1) 労働組合運動等の推移
5) きびしい経済環境下の51年春の賃金交渉

〔1626〕 51年春の賃金交渉において労働組合側は,前年にもまして「雇用か,賃金か」の選択をきびしくせまられた。各労働団体の賃上げ要求額はきびしい経済環境を反映して前年要求を大幅に下回り,また,実質賃金重視の考え方がいっそう強くなった。

春闘共闘委員会は春の賃金交渉が始まって以来,初めて前年を下回る賃上げ要求を決定し,そして雇用保障,最低賃金制,年金等社会保障などの諸制度の改善,強化を重視し,「賃金も,雇用も」の立場から企業内では「首切り反対,定年延長,定年制撤廃,労働協約に基づく解雇制限」などを要求した。

〔1627〕 また,同盟も前年の実質賃金重視の賃上げ自制の立場を踏襲したが,雇用不安を解消し,完全雇用を維持していくためには,経済の実質成長率は6%程度必要であり,その実現を政府に要求し,さらに,前年の賃上げが低かつたことが景気の回復を遅らせ雇用不安を招いているので,雇用不安解消の観点から適正な賃上げを要求するとした。

新産別は賃上げが消費拡大をもたらし,それが雇用危機の解決につながるという視点で要求していくとの態度を明らかにした。

このように各労働団体とも雇用保障を強く求める方針をとったが,特に労働4団体は前述のように共同要求として「雇用,失業保障に関する緊急要求」について政府折衝を重ねた。

〔1628〕 各労働団体の賃上げ要求基準は,1)春闘共闘委員会が3万円,20%前後(50年,4万円以上,30%以上)2)新産別が30歳代後半層18%,約2万6,000円(50年,3万9,000円,30%)3)同盟が定昇別13%(50年,定昇込み27%),4)IMF・JCが13%程度(50年,30歳15万円基準に25%または3万円)と,いずれも前年要求を大幅に下回る要求となった。

一方,日経連は51年1月26日に「賃金問題研究委員会(前記委員会の改称)」から「実質賃金と雇用の維持向上のため労使協力を」という副題をつけた報告を発表し,この中で企業が過剰雇用を抱えている情勢下では高率賃上げを実施すると雇用削減が広がる可能性が大きいので,当面は賃上げよりも労使協力して雇用の安定に努めなければならないと強調し,51年春の賃金交渉では「産業によっては賃上げ休止の場合もあろうし,賃上げするにしても1桁台が精一杯である」と述べ,いわゆる「ゼロまたは1桁」のガイド,ゾーンを示した。これに経団連,日商,東商などの経営者団体も前年同様同調した。

〔1629〕 各労働組合の要求は3月中頃までにほぼ出揃った。3月段階で春闘共闘委員会は生活・制度要求を中心とする闘争を進め,同17出よ公労協を中心として,同30日には私鉄J公労協を中心としてストライキが行われた。

以上の経緯を経て4月14日には,傘下各組合が初めて同時決着方式をとるということで注目されていたIMF・JCグループにおいて,鉄鋼の1万2,000円(8.5%)を初めとして,造船(1万2,300円,9.0%),自動車,電機で回答が示された。次いで,電力,繊維,海員のほか民間主要企業の交渉が本格化した。このような情勢の中で私鉄,公労協は4月20日からストライキを構えて,春の賃金交渉の最大のヤマ場を迎え,私鉄大手は中労委の職権あっせん,また,公労協も公労委の調停にもちこまれた。同21日私鉄大手については1万2,200円(8.97%)のあっせん案が提示された後,労使の自主交渉であっせん案と同内容で解決し,私鉄関係のストは

中止された。一方,公企体関係については同22日1万2,144円(8.8%)の調停委員長見解が提示され,公労協関係ストは収拾され,5月22日にこの見解と同内容の仲裁裁定が提示された。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 昭和50年労働経済の推移と特徴
6 労使関係の動向
(2) 労働組合組織および労働争議の動き

〔1630〕 昭和50年における労働組合の組織状況を「労働組合基本調査(50年6月末現在)」によってみると,労働組合数は約6万9,300で,前年同期より約1,500組合(2.2%)の増加となっており,労働組合員数は約1,259万人で,前年同期より12万9,000人(1.0%)の増加となった。

また,推定組織率(雇用労働者数の中に占める労働組合員数の割合)は34.7%で前年(34.2%)を0.5ポイント上回った(第20図)。

産業別に労働組合員数の推移をみると,サービス業(5万5,000人,3.7%増)公務(4万人,2.9%増),金融・保険・不動産業(2万8,000人,3.0%増)卸売業・小売業(2万6,000人,3.9%増)等,第3次産業で増加しているのに対し,これまでほぼ例年増加していた製造業(4万4,000人,1.0%減)が減少に転じたほか,農林,漁業・水産養殖業(7,000人,6.1%減),鉱業(3,000人,3.9%減)が減少している。

第20図 労働組合数等の推移

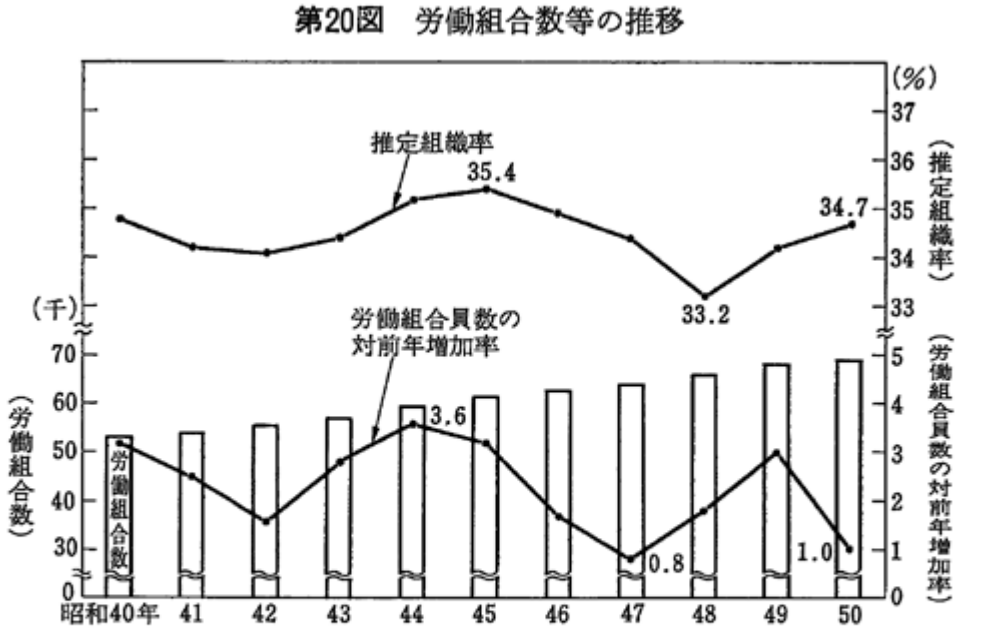

資料出所 労働省「労働組合基本調査」
(注) 推定組織率は「労働組合基本調査」による労働組合員数を総理府統計局「労働力調査」による雇用労働者数で除したもの。

〔1631〕 主要労働団体の組織別の各傘下労働組合員数は,総評が約457万3,000人で前年比11万6,000人(2.6%)増,同盟が約226万6,000人で前年比4万6,000人(2.0%)減,中立労連が約136万9,000人で前年比3万2,000人(2.3%)減,新産別が約6万9,000人で前年比2,000人(2.4%)減となっており,総評を除く3団体はいずれも減少した。また,IMF・JCは約192万6,000人で前年比5万4,000人(2.9%)増となっている。

なお主要労働4団体のいずれかに加盟している労働組合員総数は約827万8,000人で,全労働組合員数の65.8%を占めている。

〔1632〕 50年における労働争議の発生状況は,総争議件数が前年に比べて22.2%減少して8,435件,総参加人員は前年に比べて28.3%減少して約1,026万1,000人であった。

また,争議行為を伴う争議は7,574件,争議行為参加人員は約461万人で,前年に比べてそれぞれ20.9%および13.4%減少し,労働損失日数は半日以上のストの減少を反映して,前年に比べて17%減少し約801万6,000日となった。

これらは秋季・年末闘争における「スト権奪還スト」が,かつてない大規模長期間の争議となったものの,全体としては春の賃金交渉を含めて比較的争議の発生が少なく平穏裡に推移したためとみられる(第21図)。

第21図 争議行為を伴う争議件数等の推移

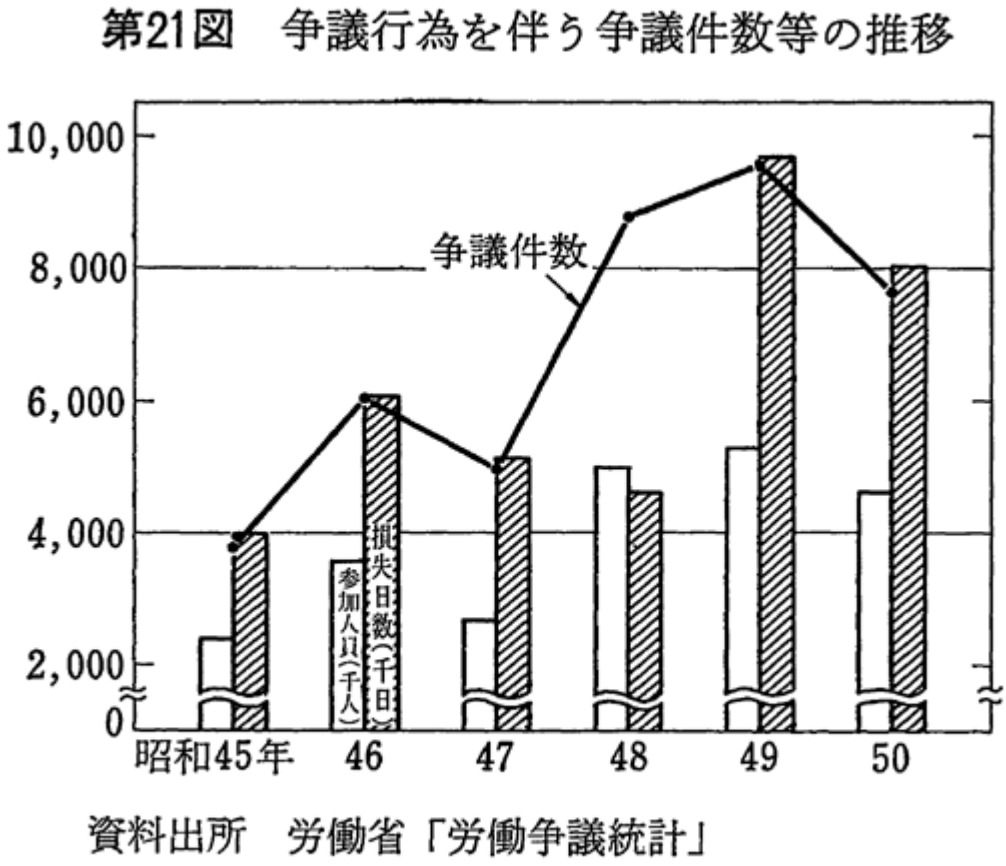

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare